

平成24年3月第7回亶理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成24年3月7日第7回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子  | 2 番 | 高野孝一  |
| 3 番 | 熊田芳子  | 4 番 | 小野一雄  |
| 5 番 | 佐藤正司  | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行  |
| 9 番 | 鈴木邦昭  | 10番 | 渡邊健一  |
| 11番 | 四宮規彦  | 12番 | 高野進   |
| 14番 | 佐藤アヤ  | 15番 | 島田金一  |
| 16番 | 鞠子幸則  | 17番 | 佐藤實   |
| 18番 | 安細隆之  |     |       |

○ 不応招議員（1名）

- 13番 熊澤勇

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
震 災 復 興 推 進 課 長	高 橋 伸 幸	税 務 課 長	日 下 初 夫
町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子	保 健 福 祉 課 長	阿 部 清 茂
産 業 観 光 課 長 兼 わたり温泉島の海所長	東 常 太 郎	都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄	会 計 管 理 者 会 計 課 長	齋 藤 良 一
教 育 長	岩 城 敏 夫	監 査 委 員 生 涯 学 習 課 長	齋 藤 功
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫		佐々木 利 久
農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午後1時00分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、13番熊澤 勇議員から欠席の届出があります。

なお、10番渡邊健一議員より早退の届出、15番島田金一議員より遅刻の届出があります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番 百井いと子議員、8番 鈴木高行議員を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付しているとおりであります。順次発言を許します。

9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、甚大な被害を受けました3.11東日本大震災から、はや1年になろうとしております。いまだ大変な思いをされております被災されました方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、不幸にもお亡くなりになりました方々に謹んで哀悼の意を表します。私も町民の皆さんのために復旧復興に全力で取り組んでまいります。

それでは、質問に入ります。

初めに、放射性物質の測定に関する件について質問をさせていただきます。

1点目、亘理町流域の阿武隈川の泥及びこれからスギ花粉が飛び交います。スギ

花粉に内包されましたセシウムなど放射性物質の測定について質問いたします。

毎日亙理町の45カ所を放射線量の測定をしております職員の方々に対して、まず労をねぎらいたいと思います。亙理町は線量は弱いとは言えども、本当に町民の皆様には正体の見えない放射線、毎日不安な日々を過ごしているのではないかと思います。先月2月4日、公明党国会議員及び県議員、そして仙南地域の町会市会議員で角田市役所に行ってまいりました。角田は放射線量が高いということでいろいろ懇談、それから現場視察等に行って来ましたが、市役所では土曜日にもかかわらず角田市長並びに市議員、角田市の放射線対策室の方々、防災安全の方々と懇談、現場視察等をしてまいりましたが、その懇談の中で私も阿武隈川の泥の件について質問いたしました。角田市では泥までは計測していない、ただし流れている川の水については放射性物質は検出されていないと、こういうことでした。しかし、河川敷の線量は非常に高くこれは除染を考えていると、こういうことでありました。やはり心配なのは下流域に住んでおります亙理町逢隈地域、ここは飲料水として阿武隈川から水を引いておりますけれども。先日、産業建設常任委員の方々に田沢浄水場に視察してまいりました。その時、放射性物質の件で確認しましたところ異常なし、水は安心して飲んでくださいと担当の方より言われまして安心して帰ってきたわけでございますけれども。2月25日付の新聞に汚染状況重点調査地域、亙理町も指定地域にという記事がありました。亙理町は上空からの調査データでは基準以上の地点はなかったと。しかし地上の調査では、阿武隈川の河川敷に高い地点が見つかったということでした。この件について、私も2月8日放射線測定器を角田市議から借りまして、測定し数値を確認しております。また、現在も阿武隈川河口付近で釣りを楽しまれている方がおりますけれども、魚には影響ないのかとそういったことも聞かれました。このことで放射性物質の、これは本当に大変な風評というのがございます、この風評が広がると大変なことになります。ましては漁業に従事する方々にも影響が出ては本当に大変だと思います。そのためにも、阿武隈川の泥、放射性物質の有無を明確に町民の方々に知らすべきではないかと、このように思います。また、スギ花粉についてですが、昨年スギ花粉の放射性物質を計測した丸森町では660ベクレル、大郷町では264ベクレル、栗駒町では1,110ベクレルと高い数値が出ておりました。ことしもスギ花粉に内包されたセシウムなどの放射性物質が大分多く飛散するのではないかと予想されておりますけれども、亙理

町でもスギ花粉の放射性物質を測定し町民の方々に知らせることも大事かと思いますが、以上町長のご見解をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鈴木邦昭議員にお答えいたします。

まず、環境省が昨年の12月に発表いたしました資料によりますと、阿武隈川川底の土における放射性セシウム濃度は阿武隈大橋で91ベクレル、周辺土壌で1,670ベクレル、そして空間線量で0.17マイクロシーベルトという結果となっております。また、公共用水域についても調査されましたが、放射性セシウム・放射性ヨウ素いずれも不検出という結果となっており、水道水はもとより農業用水に関しましても心配ないレベルとなっておりますことをご報告をいたします。

スギ花粉による放射性物質の飛散については、林野庁が測定した福島県内とさらに15の都県の数値に基づくものですが、花粉そのものから高い放射性物質が検出されたとしても飛散による花粉を吸い込んだ場合の被曝線量については、人体に影響があるレベルではなく、花粉症対策のために通常使用しておるマスク等でも十分対応がとれると言われておるわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 亙理町として、今後のあらゆるやはり事態を想定し多大な被害が出ないうちにやはり先手を打って町民の皆様が安心していただけるよう真剣に取り組んでいただきたいと、このように思います。

2点目は、通学路の放射線量の測定は行っているのか。また、町として放射線量を計測する簡易型放射線測定器を購入し、希望者への貸し出しの考えはないかということの二つ質問いたします。

まず一つ目は、通学しているお子さんお持ちの保護者の方々はいま不安を抱えております。それはお子さんたちの通学路の線量測定結果を知りたいということでした。学校、保育園、公園等は計測しております。しかし、お子さんたちが登下校毎日歩いている通学路の計測はされていないんじゃないかということで、そしてまた線量はどのぐらいなのか、ぜひ通学路も調査し町として測定を実施すべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。現在、各小中学校には簡易型の放射線量測定器

を1台ずつ配備し、各学校の校庭において学校の休み以外、全日放射線量を測定し町のホームページ等で公開をしておるところでございます。

通学路の放射線測定は行っておりませんが、この放射線測定において各学校でできる限りの範囲で、各学校の敷地の内外を測定するようお願いをしております。現在のところ、各学校すべての通学路の放射線測定は大変難しい状況ですが、先日全員協議会でもご報告申し上げたとおり2月28日付で汚染状況重点調査区域に指定を受けましたので、今後専門的な業者に委託して亶理町全域の放射線汚染状況をきめ細かな範囲で測定する予定となっており、その結果を踏まえまして住民説明会等においてしっかりとした数値に基づいたご報告をしたいと考えておるところでございます。

また、簡易型放射線測定器の貸し出しについてであります。現在は台数に限りがあることから貸し出しにはなかなか対応できないものと思っております。町民の皆様からの要望も多く、自分の目で確かめたいということも理解をいたすわけでございますが、簡易的な測定器を貸し出した場合、機械の種類、あるいは測定の方法、測定方法等によっても数値に大きな誤差が生じ、かえって不安要素だけが独り歩きすることも考えられますので、町内全域測定を踏まえた上で今後さらに検討を加えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） やはり小さいお子さんをお持ちの保護者の皆様は、毎日の生活の中でお子さんたちのために安心、安全を最大に重視しております。また、亶理町の将来を支える若い世代の方々に安心していただくことが大事かと思えます。本年1月宮城県公明党でそれぞれの被災地の仮設住宅居住者の方々から、困り事、心配事等についてアンケート調査をいたしました。私も町内の仮設住宅を訪問していろいろアンケート調査いたしましたけれども、その中で若い20代、30代の方々、亶理町を出たいという方がおりました。なぜですかと聞きますと、町の放射線量について子供のことを考えると今後が心配だと、亶理町が怖くなってきた、だから亶理町を出ようと考えているということでした。やはり安心、安全な町、亶理町はスローガンに掲げているわけですから、ぜひ亶理町はいいところだ、亶理町は住みたい、という若い方々がどんどん引っ越して来ますようにそのように講じていただきたいと思うように思います。

3点目は、昨年東北大名誉教授の中村先生や、それから亘理山元共催による国立病院の佐藤先生のセミナーがございました。先月、亘理町も汚染調査重点地域に指定され町民の方々の放射線に対する関心がさらに高まっております。体に与える放射性物質等の影響について専門家を呼び、亘理町としてセミナー等の開催はいかかかと思うのですが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 放射性物質が人体に与える影響につきましては、さまざまなメディア等でも取り上げられ情報そのものが錯綜するなか、やはり町民の皆さんにとっても最も不安な問題の一つと考えておるところでございます。

そういう中で、ご案内のとおり昨年の8月7日に中央公民館大ホールを会場に、東北大学の中村名誉教授による講演会を開催したところ、やはり関心が多いということから約300名ほどの参加をいただいたこと、その反響は大きかったと思っております。今後ご提案のとおり、専門的な知識を有する方を講師としてお招きをいただき、そしてセミナー等を開催しながら町民の不安を少しでも解消できるよう努めてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。放射線という、とにかく見えない物質、本当に町民の皆様多大な不安を抱えております。シーベルト、ミリシーベルト、マイクロシーベルト、ベクレル、記号はわかります。しかしこの放射性物質はまず目に見えない、わかりません。どのぐらいの量なのか、もうこのシーベルトと言ってもどのぐらいの量なのか本当にわかりません。そのために、特に小さいお子さんをお持ちの保護者の方々、やはり放射性物質によってわが子の細胞や組織に傷がつくんじゃないかと、また町民の方々もよくわからないため放射線が高いのではないか、こういう不安の声が上がっているのが現状でございます。ぜひセミナーの方をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、本年夏場を迎える前に暑さを想定し、早めの暑さ対策について2点質問をいたします。

今はまだ寒いのに暑さ対策かと思うでしょうけれども、少しでも早く進めませんと秋になってから完成とならないよう準備が大事かと思っておりますので、早めに質問させていただきます。

まず1点目、亶理町の保育所、児童館の屋外にミストシャワーを設置してはどうかということです。昨年の夏は異常な暑さで、外で長い時間遊ばせないようにということも聞きました。しかし、子供さんたちは無邪気に暑さを忘れ、そして思いっきり遊びます。保育園等では暑い中で走り回るので、熱中症に気をつけながら先生方は遊ばせると思いますが、熱中症対策として屋外にミストシャワーを設置するということはいかがでしょうか。ご見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。本町の保育所等の児童施設では、これまで夏場の暑さ対策として室内の温度を下げるために庭園の緑化や南側窓の外に遮光ネット、そしてグリーンカーテン、室内においては予算の範囲内でエアコン等を設置するなど対応しておるところでございます。また、屋外で遊ぶことも兼ねて年齢に対応したプール遊びをすることで児童施設での暑さ対策を行っておるところでございます。しかし、地球温暖化の影響から本町においても、建設当時はエアコンがなくとも健全に保育ができた環境が、次第に保育室にエアコンがないと過ごしがたいという状況になっておるわけでございます。そこで、本町では予算の範囲内で児童が健全に過ごせるよう保育室にエアコンを設置する方向で現在検討しております。

ご質問の暑さ対策に対しまして、保育所等にミストシャワーを設置してはということでございますが、近年、都市部等で猛暑対策にミストシャワー導入を検討している自治体も出ているようでございます。既に設置している自治体を見ますと、ご案内のとおり日本一高い埼玉県熊谷市、あるいは佐賀市等での夏場の猛暑対策ということでミストシャワーを設置しているようでございます。宮城県内で設置しておるといふ児童施設の情報も現在のところございません。しかしその効果や設置コスト等もいろいろと調査をし、今後において検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ミストシャワーについては、そんなに高くつくものではないと思っております。

2点目は、仮設住宅の鉄板屋根に遮熱もしくは断熱塗料による暑さ対策を行ってはどうかという点で質問をさせていただきます。

今回、仮設住宅の寒さ対策の着手が遅く、特に亶理町は畳入れの完了が2月に入



ってからと、終了したような状況でした。被災された方々には大変厳しい寒い思いをさせたという点がありましたので、そのため今のうちから県にお願いして暑さ対策を講じていきませんか、秋になってから暑さ対策終了とこういうことになるのではないかと思います。昨年の暑さは大変な暑さでした。特に仮設住宅の方々は、狭い部屋にエアコン、しかし暑すぎてエアコンがきかない、電気代が大変だからエアコンはつけない、扇風機でこの暑さをしのいでいると。また、熱中症で救急車を呼んだということも聞きました。仮設住宅の中に入ってみますと、たしかにサウナ状態、薄い外壁、つなぎ目の鉄骨がむき出しになっていましたね。それで触ってみますと、本当に卵焼きができるような暑さでした。そしてすぐ上は低いために鉄板屋根、こんな状況の中に入居しておりました。今回は寒さ対策で断熱材を入れていまずので、外壁はある程度厚くなっていますから家の周りは昨年よりは暑さは少しはしのげるかなと思いますけれども、ただし屋根に関しては対処しておりません。屋根はすぐ上、鉄板焼けているような中に入っているわけですから、そのため鉄板屋根に遮熱もしくは断熱塗料を塗って少しでも暑さをしのぐ方法はいかがだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 仮設住宅に関しましては、管理については町の方で基本的に管理をしておると、しかしこの応急仮設住宅に関しましては県の許可なくして住宅の改造等を行ってはいけないという契約条項もありますが、やはり今ご案内のとおり昨年は本当に猛暑続きであったということできろいろと対策も県の方に要望し、一部対策を講じていただいたわけでございますけれども、それと同時にことしの冬はこのように冬の寒さ、雪の多さ等もあったわけでございます。そういう中での畳の入れるということで、本当に県の要望してから何カ月もかかるという事態になったわけでございます。と申しますのもやはり畳の製造に時間がかかったと同時に、畳を入れる場合についてのその畳の大きさの幅の問題、さらには入れる場合について仮設住宅に入っている方々の物を1回出してまた入れかえするというので、時間的な対応にかかったということで、亙理町の畳組合の方々も大変苦慮したようでございます。しかし、寒さ対策については終わったわけでございますけれども、ただいまお話のとおりこの屋根の問題ですね、これの暑さ対策についてはなかなか難しいということで県の方も考えておるわけでございますので、これについてはやはり国

の工事部門でございますので、さらに県に対しまして要望してまいりたいとお  
おるところでございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 昨年、暑さ対策で気仙沼の仮設住宅の屋根に塗料を塗ったという記  
事を見ました。気仙沼の小泉中学校仮設住宅というところでした。私も今回こうい  
うふうに一般質問するために、状況確認のために2月24日に気仙沼に行つてまい  
りました。塗った方は北海道のNPO法人アプカスという方々でしたけれども、この  
責任者の方と会うことがちょっとできなかったのですね、電話でお話いたしました  
けれども、どうでしたかということで確認しましたら、秋口に塗ったのでよくわか  
らないとこういう返答でございました。やはりせっかくいい塗料塗っても、時期外  
れとかまた塗り方に間違いがあればクレームのもとになります。塗料もシビアです。  
県に早くお願いしましてやっぱり対策をとっていただきたいなと思います。そして  
また仮設住宅、あくまで仮設ですからとよく言われますけれども、しかし被災され  
た入居者の方々からすればやはり大事な我が家かなと私は思います。

次に移ります。最後に、防災無線について2点質問いたします。町内防災無線の  
再点検はどうなっているかという点ですが、今までも何度かこれは出ておりました  
し、またきのうも議会で出ておりましたけれども改めまして質問させていただきま  
す。防災無線全く聞こえないという町民の方々がおりました。聞こえないので不安  
だという声も聞こえてまいりました。特にリフォームをして我が家に戻った方々も  
おりますけれども、余震はまだ続いており防災無線は鳴っているが何を言っている  
かわからない、聞こえない。再度点検していただきたい、町民の方々より声が上が  
っておりますけれども点検はされているのでしょうか、お伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今回の東日本大震災を受けまして、昨年の3月の28日と29日の二日  
間、津波浸水区域に設置してある防災行政無線通信施設を含め、町内すべての施設  
を二日間にわたって調査をさせました。その結果、屋外子局設備85局あるわけでご  
ざいますけれども、津波被害を受けた荒浜地区と吉田地区で柱そのものが倒壊した  
2局を含めまして総局で19局が放送不可能の状態となっております。その多くが、受  
信機の箱が水没したことによる故障であり、今後の復旧に際しましては水没を避け  
るため、受信箱の高さを上げるなどの対策等を含めて、既に防災行政無線デジタル

化に伴った事業の予算措置を行っておりますので、平成24年度中に復旧できるように考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 少しでも早めをお願いしたいと思います。

最後に、復興計画に対し防災無線の設置場所についてですが、海側はかさ上げします。それから、避難用道路もこのようにつくります。とは言っておりますけれども、緊急時の連絡手段である防災無線でございますけれども、どのように設置の考えか、どのようにと言えれば聞こえるようにとしかないとはいえませんが、やはり最後に具体的にお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、防災行政無線につきましては議員の皆さんもご案内のとおり、デジタル化に向けた更新工事ということと、難聴、聞こえにくいという地域をカバーするための増設工事ということで現在の平成23年度から平成25年度までの3カ年で計画的に実施してまいるといって考えております。しかしながら、この計画は震災前に計画した計画書でございますので、特に今回被災を受けました荒浜地区、吉田東部地区につきましては、やはりただ単に今までの場所だけでなく、これからのまちづくりのため、あるいは避難誘導のための設置場所については今回の震災復興計画に連動し、再検討が必要かと思っておるところでございます。そういう中で、今後とも早くこれらの整備をしながら、万が一大きな地震、津波が来た場合早く避難できるような防災無線を設置して対応してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 連絡手段というのは、本当にこの防災無線が一番大きいわけです。

よく聞こえるように、そしていざというときにすぐ避難できるように設置をお願いいたしたいと思います。また、復興計画の図面にもやはり防災無線設置場所を、これも含めていただければいいのかなとこう思いました。

以上で、質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、12番。高野 進議員、登壇。

[12番 高野 進 君 登壇]

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。三つほど質問をいたします。持ち時間限りがありますので、でき得ればきばきと行きたいと思っておりますので、ご返答も簡単をお願いしたいと思っております。

まず、一つ目でございます。その前に、私三つほど質問しているわけですが、これはひと月前の2月8日でございます。したがって、もう1カ月前でございます。その間、いろいろと変わってきております。したがって、通告後の変革を整理しながら質問をいたしますので、ひとつその辺をお含みいただきたいと思っております。

さて一つ目、復興交付金及び災害復興基金について、4点伺います。

新聞では、最近です3月3日、復興交付金申請の57%亙理町申請額211億3,000万円、これは朝日でございます。交付額が112億7,000万円、50数パーセントであります。もう一つは、第1回入るもの、これ宮城県ですが全体で要求の6割弱ということ。これをまず前もって申し述べながら質問いたします。

まず基幹事業5省40事業があると思っております。1月31日県と宮城県の22町が国に対して事業計画を提出しております。当町の要求額は、私の計算では約197億3,500万円であります。これは23年度、24年度分も入っております。さらに年度内に2回目を申請の予定。ということが2月の8日時点でわかっております。

それで1点目、復興交付金の亙理町として申請した内容についてお伺いするわけですが、基幹事業、何事業があって金額は幾らか。そして効果促進事業、何事業があって金額が幾らか。申請でございますが、それらについてご答弁をいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の東日本大震災に伴いまして、ご案内のとおり東日本大震災復興特別区域法が平成23年12月26日付で施行され、本年1月6日に同法に基づいた東日本大震災復興交付金制度要綱が示されたところであります。その中で、復興交付金につきましては大きく分類するということで二つに分かれております。いわゆる文部科学省、そして厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省が所管する40の基幹事業、その効果を増進させるために自主的に取り組むことができる効果促進事業となっております。また、自由度が高いとされる効果促進事業については、三つのネガティブリスト、いわゆる対象外要件として人件費等の経常経費、既存の補助事業の該当するもの、3点目は公益性の疑義が生ずるもの、これについては個

人及び法人の資産形成寄与ということで定められており、今回第1回目の申請となりました1月末の取りまとめとしては、それらを踏まえた事業精査をするとともに、その選定に当たっては平成23年度から24年度第1四半期における確実に予算執行が伴う事業を計上するものとした、現復興庁の方針に基づき基幹事業11事業、効果促進事業1事業を国に申請をいたしました。申請額については、平成23年度、24年度に係る分といたしまして、事業費ベースで基幹事業が250億5,178万4,000円、効果促進事業が1億7,200万円、総額で252億2,378万4,000円となっており、それに対する交付金予定額は197億3,581万3,000円となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） ちょっとただいまの答弁の結びですが、配分されたのが197億3,000万円とか、配分でよろしゅうございますか。確認です。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの報告したのは、申請額ということで申し上げたところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 申請額は伺いました。そこで今回、きょうもこれで一般質問遅くなったのが理由だと思うのですが、配分額。配分額は基幹事業が今回幾つの事業で、金額は幾らかということ。それに効果促進事業が幾ら配分されて、事業数ですね、金額は幾らか。それをお伺いしているわけです。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 第1回目が交付金申請に対しまして3月2日の日に配分可能額が示されたわけですが、その総額といたしましては112億7,145万5,000円というふうになっております。この内容につきましては、亶理町交付分というものと、あと宮城県交付分というのがございます。亶理町交付分につきましては、今申し上げました中での95億1,984万3,000円となっておりまして、その残りの部分が宮城県交付分17億5,161万2,000円というふうになります。また、宮城県交付分の中には事業といたしまして間接補助事業というのがありまして、その部分8億7,689万4,000円というふうな数字になってございます。今申し上げました中で、基本的には基幹事業という形での事業になっておりますが、1点だけ災害公営住宅の駐車場整備事業というのだけが効果促進事業として入っておりまして、その額が1

億2,360万円という形で今回配分がなされております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） そうすると、今の効果促進事業が1事業あったわけですが、残りは全部基幹事業と考えてよろしゅうございますか。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） はい。

12番（高野 進君） さて、トータルで112億7,000数百万円ということですが。震災関連事業分として、細かいことは後ほど予算審査の特別委員会でいきたいと思いますが。震災関連事業として48事業、総額約515億円。これは予定されているわけですが、先ほどと同じように財源の裏づけなくして事業が不可能になるというふうに理解してよろしゅうございますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の発表については、第一次交付額ということで発表されたわけでございますけれども、きょうも復興庁の方から職員が来まして、町の方との打ち合わせを1時間半ほど打ち合わせし、現在も各担当部局の班長連中が個々にヒアリングを行っておるところでございます。それに基づきますと、今月の末にも二次的な配分も考えている。さらには、6月もこの交付額の配分を行いたいと。そのあとはどうしますかと質問したところ、現時点では今回の第一次発表と3月末の第二次、そして6月ということでの日程になっているようでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 促進事業一つですか、基幹事業11とあるわけですが。先ほど申し上げましたとおり、この事業の具体的内容、あるいは金額については後ほど同僚議員が質問しているようですので、私からは割愛させていただきます。

2点目に入ります。次回、今町長答弁されたと思うのですが、次回3月申請予定の事業名と金額ということでございますが、答弁されたようですね。いわゆるまだ調整できていないという意味からして、この質問は私取り下げます。

3点目に入ります。震災復興の交付金の事業間流用、何々事業がある、でほかにまた事業がある、その間の事業間のお金のやりとり。流用は可能なのか。二つ目は、年をまたいで、いわゆる単年度でこれは23年度ですからそれで終わりですと、いや違う次の年度までまたげると、24年度も残れば25年度にまたげる、というふうな年度間調整、再度申し上げますと事業間の流用、それに年度間の調整。大きなプロ

ジェクト、プロジェクトというより事業ですね、いっぱいあるわけですから年度をまたがざるを得ないだろうと私は思うのですが、その辺確認をしておきたいと思えます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この復興交付金については、期間が平成23年度から平成27年度までの5カ年であることから、当該期間分の配分計画を定めた復興交付金事業計画を作成し、国へ申請することとなります。その後、国の審査を経て配分可能額が示され、それに基づき各年度の交付申請を行い交付されるということになっております。交付される交付金の取り扱いについては、本議会で亙理町東日本大震災復興交付金基金条例を提案させていただいておりますが、基金造成により行うこととしております。それに伴いまして、事業間の流用そして年度間調整の取り扱いですが、同一の交付担当大臣間、いわゆる文部科学省さらには厚生労働省、農林水産省そして国土交通省、環境省が所管する事業間は可能となっております。また、基金造成による交付金の取り扱いを行うことで、本来国に対する繰越手続を行わずに処理することが可能となっておりますのでございます。そういうことで、この交付金事業の内容となっておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 当然、本年度中に実施着手すべき事業と、優先順位のことでありますが翌年度以降に実施継続する事業、これらをしっかりと仕分けをしてこれからやっていただきたいというふうに私は思います

この質問の4点目。町の災害復興基金、寄附金もあったと思います、1億数千万円。それら含めて総額は幾らですかということを問い合わせいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この復興基金の総額につきましては、今回の補正予算分も含めまして震災復興寄附金としてご寄附をいただいた1億7,474万8,000円のほか、1月補正で計上いたしました東日本大震災復興基金交付金を原資とする11億2,266万2,000円を合わせまして、現時点ではこの復興基金そのものについては12億9,741万円となっておりますのでございます。その用途についてであります、国の第3次補正予算に係る東日本大震災復興基金交付金の積立分につきましては、東日本大震災復興交付金事業の対象とならない被災者生活支援に係るソフト事業が対象になることか

ら、復興交付金事業として復興庁に提出している事業の承認状況を勘案しながら実施する事業を検討する必要があると思っております。震災復興寄附金の積立金分につきましても、同じように東日本復興交付金事業の動向を確認しながら実施する事業の判断を行う必要があると思っております。

以上のことから、震災復興基金を使用する事業につきましては、復興交付金事業の動向を見据えながら事業の取りまとめ等を行っている現段階ではありますが、最終的には県の承認を受けた上で事業を実施することになりますので、今後において県と協議の上、対象事業の予算化の見込みができ次第、議員の皆様にもご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 災害復興基金の使い道までご答弁いただきましたので、承っております。今この話の中で、この基金は震災関連に使うということでございますので、よもやと言いながら通常事業へは使わないということで、よろしゅうございますか。

町長（齋藤邦男君） はい。

12番（高野 進君） 以上をもって、次の質問に入ります。

二つ目でございます。わたり温泉鳥の海についてでございます。ちょっと持ち時間考えながらやっていますので、若干はしよるかもしれませんがご勘弁いただきたいと思えます。まず、震災前時点の経営状況、成績に触れてから質問に入ります。そうじゃないと行ったり来たりでわからなくなるのが私の頭の中でございます。まず震災前時点の経営状況、経営状態を申し述べます。違ったら言ってください。まず、平成20年の2月の6日だったかオープンいたしました。それから平成22年度、前年は震災受けましたので、22年度のその間の純利益の私なりの計算は合計約4,300万円でございます。これは民間で言う減価償却費は計上されておられません。なぜ私なりにつくったかと言いますと、損益計算書、貸借対照表等の財務諸表は催促すれど提出はされませんでした。したがって、独自に作成して出たのがこの約4,300万円でございます。当初の借入金、これは端数は除きますが11億6,000万円でございます。今まで、前年度まで返済したのが元金1億940万円でございます。そろばんを置けばわかるのですが、借入金の残高は震災前10億5,000万円でございます。町民一人当たり、3万5,000人来ているわけですが、3万5,000で割れば一人当たり3万円超であります。3万円超であります。10億5,000万円を元金7,000万円、



今までの例でいくと7,000万円これから返すとすれば15年間かかるということは数字からして間違いないかとは私は思います。まず、ご指摘違ったら言ってください。まずこれが震災前の経営成績であります。問題は事業収入があってもこれからの年間の元利合計約9,000万円の返済はこの数字から見て不可能であります。そこで質問をいたします。

1点目、このような状況からして借入金の返済計画に変更があるのか。なければうそですが、変更すべきだと思いますがいかがですか。お伺いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり今高野議員さんから申されたとおり、平成20年の2月6日にグランドオープンさせていただいたわけでございます。この施設そのものについては亙理町の水産あるいは観光、そして町民の福祉増進ということからこの施設を建設させていただいたわけでございますけれども、昨年3月11日の東日本大震災において1階部分が壊滅的な被害を受けたということで現在休業状態になっておるということをまずもってご報告を申し上げたいと思います。そういう中で、この償還計画でございますけれども10年目で借り換えを行う20年の償還となっております、現時点ではこの計画には変更ございませんということもまずもって申し上げておきたいと思っております。現在元金として残っておるのが11億6,070万円、利子といたしまして1億7,957万9,565円、合わせて13億4,027万9,565円の借入に対し、平成23年度末現在で2億155万8,971円を返済し、現在の起債残高は11億3,872万594円となっております。わたり温泉島の海は、平成26年度からの再開を目標としているわけですが、営業が休止中は償還に充てるべき利用収入がないことは言うまでもなく、23年度はわたり温泉島の海運営基金を繰入れして償還した次第であります。なお、平成24年度においては営業再開直後の運営に余力を残すため、運営基金残高約500万円及び観光施設整備基金残高約1億円をそのままにし、一般会計からの繰入金を償還に充てた予算案を提出させていただいておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 一般会計からの繰り入れで償還していくということで、念を押しておきます。

2点目に入ります。新聞では営業再開ありやに確かになっております。この前も

仮設、いわゆる廃棄物処理にしても新聞によれば2014年度に営業再開したいやに、なお副町長ここにいらっしゃいますけれども過日の全員協議会で営業再開考えていると。その夜、今までじゃなくてこれからについては経営形態も含めていろいろと協議をしてそして再開したいというふうなことも発言されておりました。そこで申し上げるわけですが、営業再開ははっきり営業を再開するということですから、いつごろをめどにしているのかお伺いをいたします。ここで伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この営業再開はいつごろかということでございますけれども、ご案内のとおりがれきの量が互理町には126万7,000トンということで、現在わたり温泉鳥の海の運動公園とそして大畑浜の吉田野球場、そして吉田浜海岸の3カ所に第1次ストックヤードということで置いているわけでございます。これらの処理については、新聞等あと議員の方々にもお話しておるとおり、それについては平成24年度、25年度の2カ年度で2次処理を終了いたしたいということでございます。2次処理についてはご案内のとおり、町ではどうしてもマンパワーの問題、そしてごみの量、そして財政的な問題を勘案いたしまして県の方に2次処理ということでお願いし、ご案内のとおり県の方では大林組を代表とする7業者の共同企業体、JVを組んで新聞等で発表されたとおりの543億で請負をされたと。それに伴いまして、今月から火入れ式を行い、4月1日から本格的なごみ処理に当たるという内容になっておるわけでございますので、やはりわたり温泉鳥の海そのものについてのごみがございますので、やはりごみの処理が終わった後にこの再開に向けた内容ということになるかと思っておりますけれども、今後の経営体については、今後やはりわたり温泉鳥の海運営委員会とも十分協議しながら、果たして町の方で今までのように直営でやるべきか、あるいはいろいろな手法があろうかと思っておりますけれども、それらについても1年半後、要するに26年の4月に向けて運営委員会とも協議をしながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 3点目に入ります。営業再開ということでございますが、修繕費等の概算、5億5,000万とか私は伺っておりますが、その修繕費等の概算。それからその資金調達の方法、資金調達と言えば必ず返還があるわけですがけれども、それらの方法をどうするのかお伺いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 施設そのものの修繕そのものについては、概算ではございますけれどもやはり先ほど申し上げたとおり 1 階部分の建築部分に約 1 億 5,700 万円、建築部分ですね。そして電気設備等に 9,900 万円、さらには機械設備部分に 2 億 8,400 万円、合わせまして 5 億 4,000 万円ほどと現時点で考えておるところでございます。これらの施設の復旧に充てる資金でございますが、ご承知のとおり平成 24 年度からの 2 カ年間は大林組を代表とする共同企業体 7 社に対しまして施設を企業体の職員といいますか従業員の宿泊施設として貸し出しすることにしております。その対価収入として現在のところ財産貸付料ということで 5 億 7,240 万円が入ることとなっており、これらを原資に施設の復旧に充当してまいりたいと思っておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 話を伺いましたが、その再開後もまた今までの借入金があるわけです、10 数億円。それらを温泉収入でその後またまかなっていくのだろうかというふうな可能性の問題ですけれども、心配するには資金繰りの問題でございます。これらについては全体の新しい経営計画が出てきたときに審議させていただきたいと思っております。

この質問の 4 点目に入ります、さっきの続きになります。経営全般計画を作成、提示してはどうかということでございます。お話は伺っておりますが、いつまでに出すとか、その中には当然財政のシミュレーションあるわけで、経営形態もいわゆる民間に任せるとかある。それから民間で言えば当然経営理念とかマーケティング計画、そういう分岐点の計算、それらもすべて、売り上げもありますし売上原価、それに要する販売管理費とかあるわけですが、それらをすべてそういうことで、それも将来展望あるような全体経営計画をいつまで出されるかをお伺いしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもってこの震災復興計画におきまして、改めて町の観光複合施設であるということ、さらには沿岸部の津波避難ビルとしての位置づけということで復興計画の方で位置づけをさせていただいたところでございます。そこで、今後の経営計画についてでございますが、まずもって運営に当たり平成 20 年、先ほど言

いました2月にオープンいたしました時に掲げた二つの基本方針があるわけがございます。第1点目が、本町の観光拠点施設として地域活性化の一翼を担う施設であるということ。これについてはご案内のとおり荒浜は風光明媚であり、そして気候温暖ということ、さらには仙台湾に面しているということ、さらにはイチゴの摘み取りをし、アサリとりをし、温泉に入って体を癒してもらうというのが第1点目でございます。さらには第2点目が町民の福祉向上並びに利用者に優しい施設づくりということで、やはりこれについては温泉が持つ機能により健康づくり、生きがいづくり、そして交流の輪づくりができるような施設ということで町内外からの方々が足を運んでいただいた施設ということでございます。そういう中で現在は、被害によりまして営業休止中でございます。これについても町民の方々から早く再開をしていただきたいという要望というかお願い等々も電話等でも関東の方から承っておるわけでございます。しかしながらご案内のとおり、あの施設も改修、そしてがれきの山、それらを踏まえますとこれからの経営の主体性の基本的な考え方といえますけれども、これから2年あるわけでございますけれども、やはり平成26年4月開業に向けた場合については半年前とか1年前とか、それまでについていろいろ内部的な調整、あるいは先ほども申し上げましたわたり温泉運営委員会の方といろいろと協議を重ねてまいりたいと思っておるところでございます。現時点では、いつごろになるかということは明確に言えませんが、できるだけ早くそれらの経営体、あるいは運営の方程式それらについて検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） ただいま町長の答弁の中で、いつごろと約束はできないがと、こんなことは当たり前ですな、オープンの前になるのは当然ですね。せいぜい準備も必要ですから、いくらなんでも半年ぐらい前に提示されていかないと私は思います。たしか今コンセプトと言ったらいいのですかね、観光拠点として亙理町のシンボルですね、あって私はしかるべきだと思います。観光拠点がよもや、閑古鳥が鳴く観光拠点ではないように望んで5点目に入ります。

役場庁舎にこの際転用してはどうかということでございます。新聞等で町長のお話も聞くわけですが、わたり温泉島の海は観光拠点だけではなくて避難ビル機能も備えた防災拠点施設に位置づけているというふうにも伺っております。調査建設の

基金が役場庁舎、8億3,000万円ぐらいございます。この温泉の借金一口に11億と申し上げますが、これを全部注げば足りないのが約2億円でございます。財政調整基金が17億円ほどございます。そこから足りない分持っていけば、借金は返すことない、利息も払うことない、売り上げ毎日心配することもない、返済金心配することもない、温泉のある役場すばらしいですね。そのような考え方、ちょっとどうですか。借入金がなくなるわけですよ、安心ですね。赤字の垂れ流しなんかいいんですからね、借金全部返しているのだから。温泉の垂れ流しはあったとしても。町民にあとこれから負担させることもないんですよ、全部払っちゃえばいいんだから。温泉の一部を例えば残すとか、足湯を残すとか。宿泊なんかあんなのなくすとか。ということで、役場職員も行くということはここは安全だということになるわけですね。まさにぴったりです。温泉再開は町民に今まで以上に負担を強いることなく、かえって足湯に入ってゆっくりしなさいよということで転用をすればいかがですかということで質問。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野議員さんが申されたとおり、一つのアイデアとしては本当に貴重に意見と承っておりますけれども。やはりあそこに役場にしても、やはり借金は借金として返さなければならないという。今の役場庁舎の建設の基金の問題、財政調整基金、あそこに役場にしたらあの借入額がゼロになるわけではないわけです。充当する財源はありますけれども、あそこまでに行けば避難ビルあるいは観光都市、役場との関係がございまして、現時点でご案内のとおり平成16年度に逢隈西部圃場整備の400町歩の中で導水路等の非農用地をご案内のとおり亘理駅東に12万6,000ヘクタールの土地を取得しているわけでございます。現在は522戸の仮設住宅になっておりますけれども、あの土地に本来ですと今年度あたりから保健福祉センターと役場庁舎の設計等々を計上して建設に向けて考えておったわけでございますけれども、昨年の震災によりましてそれもままならなくなったということでございまして、やはりこの公共ゾーンそのものについては、役場だけではなく、そして保健福祉センターも昭和28年の建設でございますので約50年以上、56年経っておるわけでございます。それと同時に、学校給食センターそのものも昭和48年に建設しております。それも老朽化しておるということ。さらには亘理町の中央公民館も昭和50年建設だったと思います。それらの老朽化の問題。さらには亘理町には各

地区に体育館が全部あるわけでございますけれども、体育館そのものについては高さの問題、幅の問題でどうしても公認的な競技できないということから、今言った五つの施設を公共ゾーンということで整備させていただいたわけでございますけれども残念ながら現在は仮設住宅になっておるということから、現在の役場庁舎そのものについても危険建物ということから、きのうから本格的に解体させていただいておるわけでございます。高野議員さんからのアイデアは十分わかりますけれども、やはり町民との今までの第3次の総合発展計画に基づく公共ゾーンということで位置づけしておりますので、その辺をご理解いただきたいと思いますとおるところでございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 町長から質問以外にもご答弁いただきました。ただ一つ、借金帳消しになるというか、役場庁舎つくるための金を温泉に使えばいいんだということでございますので、そうすると借金はなくなるということ、そういう意味ですから念のため。

さて三つ目に入ります。放射能についてでございます。4点質問いたします。先ほど同僚議員が質問していますので、なかなかダブらないように、できるだけダブらないように質問していきたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思っております。命と暮らしの安全・安心を守るために、次の点を質問いたします、

1点目、食品用簡易測定器をどのように活用、利用するのかということですが、県では農産物の放射性物質測定許可のために、ことしの1月であったと思います。食品用簡易測定器を全30市区、区というのは仙台市で言えば青葉区とか泉区も入ります、39市区町村に配付してもらいました。これは、目的は住民が持ち込んだ家庭菜園といいますか、農産物や市販品、町で売っているであろうそれらの放射線量の測定を行うということでございます。先ほどは貸し出しの問題でしたけれども、私の場合は視点をちょっと変えています。これは、食品に対する不安解消に努めるという県の方針でございます。現に仙北の美里町では、町役場に設置をしております。朝9時から夕方5時まで、予約制でございます。機器類限られています。持ち込みは、例えば一人3品まで無料。2月1日からですね。3月からは七ヶ宿町でやっております。そこでこの先ほどの質問でございますが、当町では具体的にいつどこでそのように活用できるようにするのか、してほしいと私は思うのですが、

それらについてご答弁をいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私の方から簡単にご答弁申し上げます。この台数については、消費者庁と宮城県から1台ずつ貸し出しがなされます。要望が多かった今お話のとおり、持ち込み野菜等の放射線物質の測定器ということでございます。この放射線の測定器そのものについては、現在県とも調整しているのですけれども納入時期については5月ころになるというようなお話のようでございます。そこでその測定器の置く場所の問題、あるいは人員の確保の問題、さらには体制を整えるということから1日の測定の件数、時間的な内容、そして持ち込みの方法のルールの問題、それらについて早くこの企画調整会議の中で、早くこれらの内容さらには関係団体との調整も必要かなと思っておりますけれども、現時点で納入時期については5月ころということでございますけれども、これについてもできるだけ早く国並びに消費者庁に要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 2点目に入ります。汚染状況重点調査地域を環境省に、それから汚染対策を農水省に要望しているかということでございます。これは2月の8日時点でございますが。まず、汚染状況の重点調査地域指定を県を通じて環境省にしていればいつしているか。それをお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては以前から町では国、県に対しまして要望活動を行ってきたところでございます。そういう中で、ご案内のとおり2月28日付で汚染状況重点区域ということで加えられることとなったところでございます。農林水産省に対する除染対策の要望についてですが、1月20日に宮城県とそして町村会が連名で、森林あるいは農地の除染、県内産品の風評被害対策、あるいは放射性物質を含む汚染水の再放出防止等についても要望しておるわけでございます。きのうもいろいろこの復興交付金の中で宮城県知事、あるいは市長会ということで仙台市長、町村会代表ということで利府の町長とも復興交付金では要望しておりますけれども、それ以外についても直接私の方からも各項目について前総理大臣であります菅総理大臣に対しまして直接要望活動を行っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） この汚染状況重点調査地域の指定を県を通じて環境省に、これは1月の20日と今。

町 長（齋藤邦男君） 指定を受けたのが2月28日ね。

1 2 番（高野 進君） 要は申請したのはいつですかということ。

町 長（齋藤邦男君） 11月上旬です。

1 2 番（高野 進君） それで、指定を受けたのが2月28日ということでございますか。

次に、もう一つ汚染対策を農水省に要望しているか、いたかと思うのですが、していればいつか。これは県内の19市町が農水省に要望しております。1月20日時点。亙理町の名前はなぜか見当たらないのですが、していればいつかお伺いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この放射線汚染そのものについては指定を受けないと町の単独の予算措置でやるということから、仙南地方については国の発表で汚染区域になったわけですけれども亙理町はならなかったということから、以前から11月上旬から要望活動を行っており、今回の2月28日で地域に指定されたということから、これらに対する調査あるいは汚染そのものについての経費については全額国の負担となるということから、以前から要望活動を展開してまいったということでご理解願いたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 以前からという話ですが、先ほどの話では11月の20日、指定を受けたのは2月の28日ということでございます。これについては後ほど触れていきたいと思いますが。

次に3点目、損害賠償を、これは原発のことでございます。東京電力に請求しているかということでございます。請求していれば、その内容、金額もお伺いをいたします。私の調べでは、11月末時点で12月末に請求をしているのですね、県内の30市町が。要するに、亙理町はしているか。していれば具体的に内容と金額、それをお伺いをいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまお話のとおり、事故発生から11月までに被害対策に要した経費ということで、56万6,738円を損害賠償として第1回目の請求を行っており、その内訳といたしまして放射性物質測定のための検体搬出容器購入費、そして検体



搬出送料、さらには浄水汚泥放射性物質測定委託料、さらには放射線測定器購入費、並びにJAみやぎ亘理の放射線測定器購入に対する補助金となっております。今後、第2回目の請求が今月末と予定となっておりますので、県を通して逐次請求をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 質問の結びになりますが、第4点目。放射能に対する町の危機意識及び今までとこれからの具体的対応をお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けまして、昨年3月14日から宮城県では各地での放射線量測定のモニタリングを実施し、早い段階から情報の提供を受けておりました。震災対応に追われる日々が続く中、徐々に放射能に対する不安要素が強まり、子供たちへの影響も懸念されることから、6月3日から町内の小中学校を中心に測定を開始いたしましたところでございます。現在では45カ所で測定を実施しております。町民の皆様にお知らせとしては、町のホームページやFMあおぞらで毎日数値を公開しており、また広報わたり1月号から放射線、放射能測定情報の掲載を始めております。今後の対応といたしましては、4月から行政組織の体制の再編を行いまして、総務課内に放射能対策室が設置するということにいたしましたところでございます。昨日の条例改正そのことについてはご承認いただきましてありがとうございます。今後とも汚染状況の調査や除染計画の策定、そして実際の除染活動への取り組みなど、目に見えない放射能から町民の皆様の不安を少しでも解消できるような体制も必要かなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 先ほど、若干戻ります。汚染状況重点調査地域に要望したのは11月20日と伺っております。今までの対応ですが、町民が知り得るのは主にマスコミ、新聞であろうというふうに思います。私は片言隻句を申し上げるのではございませんけれども、このような記事が流れておりますので、よもやと思いますが述べさせていただきます。重点調査地域ね。

亘理町は、県と事前相談した上で指定を求めなかったが公園などで毎時23マイクロシーベルトを超える日がある。これは私なりにも継続して調べておれば、吉田中

学校それから吉田西児童館、それに最近始まりました長瀬ガーデン、当初からある阿武隈公園、これは0.20ずっと以上のマイクロシーベルを超える日がございました。それを町民は知っているわけなのです。そこでいきます。町の、あくまでも記事ですからね。町の担当者は指定されないと、当然ですね、自前で除染することになるが、町長おっしゃったとおりです、お金がかかるしやり方もわからない。やりたいのかやりたくないのか、ここでは読み取れません。

次に、これは新聞記者に確認をしております。これ確認しなくていいですから、ただこういうことがあるんだと。宮城県亘理町は県に相談したところ、広い範囲で放射線量が高くないと認められないと以前言われたと、なるほど、だが隣町が支援を受けて、うちは受けていないという状況に町民は納得しないと担当者は戸惑う。これは12月下旬の新聞記事でございます。そして結びに、12月の31日でございます。新聞記者に確かめております。亘理町は調査地域に指定されていない、町総務課の担当者は河川敷も農地も汚染されているかもしれない。たしか500数億ベクレル、河川河口ありました、阿武隈川。広範囲の除染は国や県に対処してもらいたいと語ったと。これらの記事が12月の下旬であります。これら推測するに、亘理町ではまだしていないのかな、してればそれです。一応放射能に対する考え方、やはり今までもそうですけれども、より以上危機感を持ってやっていただくと私はいいのかなと発言して私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の報道機関、あるいは職員の内容等についてあともし何でしたら、その記事等を拝見させていただきたいと思います。担当の方でもその辺まで十分承知しているか、どういう情報が流れているか、その確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長からの要望ですので、後ほど提出いたします。

以上をもって、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時35分といたします。休憩。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。私は今回三つについて、一般質問いたします。

まず一つは、復興交付金について。二つは、イチゴ栽培への支援について。三つは介護保険について質問いたします。

まず一つ目、復興交付金について2点質問します。

まず第1点目、5省40事業。文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、5省40事業のうち基幹事業として11事業をどういう基準で選んだのかということをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鞠子議員にお答えいたします。

まず、亘理町震災復興計画に基づき、復興事業のうち東日本大震災復興交付金事業として実施する事業につきましては、東日本大震災復興対策本部、現在では復興庁ということで名称変わっておりますけれども、ここから1月31日までに第1回目の復興交付金事業計画書の提出を求められたことから、町といたしましては1月30日に基幹事業11事業と効果促進事業1事業を合わせまして、12の事業を町交付分の事業として提出をしております。今回、第1回目の取りまとめの際には東日本大震災復興交付金制度要綱に基づき、復興に真に必要なかつ有効な復興交付金事業であるか事業を精査するとともに、平成23年度から平成24年度の第1四半期にかけて確実に予算執行が伴う事業を計上するとした現復興庁の方針に基づきまして、ただいま申し上げました基幹事業11、効果促進事業1事業を選定して交付申請したところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それでは、お伺いいたします。

文部科学省の公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築等の事業）、あともう一つ厚生労働省、介護基盤復興まちづくり整備事業（定期巡回・随時対応や訪問看護ステーションの整備等）、この事業はなぜ選ばなかったのですか。

この二つの事業は。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 1問目の学校の方の文科省の件でございますけれども、基本的には町の方では今回の震災の状況をいろいろ踏まえまして、復興計画の中にいろいろと学校のことを載せてきたわけですが、基本的に統廃合もしくは新築、それを考えておりませんのでそれには乗せなかったということでご理解を賜りたい。前にもご説明しましたが、今回の震災の負担関係につきましてはあくまでも復旧を基本となっております。そういうことですから、それにのっとっての今回補助事業ということで町の方は対応しておりますのでご理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 介護基盤整備づくりの関係でございますけれども、定期巡回、随時訪問の24時間体制の関係だと思っておりますけれども。そちらについては、やれる事業所の見込みがまず立たないということがあったことから今回はディ関係は見合わせている。ただ介護保険の計画の中で、一応その前段として小規模多機能の関係の施設整備について取り組んでいくというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

（2）に移ります。次の10事業、この10事業というのは道路新設整備事業が項目が二つあるのでまとめて10事業としました。基幹事業の10事業の内容と総事業費はどうなっているか。総事業費というのは、平成27年までの全体の総事業費です。今から言う10項目について、それぞれの内容と平成27年までの総事業費がどうなっているかお答えください。まず①埋蔵文化財発掘調査事業、②地域交流拠点施設整備事業、③亘理町イチゴファーム造成事業、④亘理町イチゴ団地造成事業、⑤農業用機械施設整備事業、⑥鳥の海湾防潮堤強化事業、⑦これは道路新設整備事業、これは先の名称、同じ二つの名称ありましたので7として道路新設整備事業、⑧災害公営住宅整備事業、⑨造成宅地滑動崩落緊急対策事業、最後に⑩として防災集団移転促進事業、これらについてその内容と平成27年までの総事業費幾らか述べてください。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまご質問ありましたとおり、1月末にこの基幹事業ということで10事業を提出させていただいたところでございます。そしてただいま鞠子議員さんから申されたとおり、23年度からの5カ年計画での27年度までの間ということで、総交付対象事業ということで総事業費ということで回答させていただきます。

まず、埋蔵文化財発掘調査事業であります。これは文部科学省所管事業であり埋蔵文化財発掘調査事業により被災された個人や中小企業の方が移転先において住居等が建設するにあたり、文化財等の調査が必要となるケースも想定されることから、その調査に係る経費として2,920万円を計上しております。

次に2点目の地域交流拠点施設整備事業であります。この事業は農林水産省所管事業であります。この事業そのものについては農山漁村活性化プロジェクト支援事業により、被災した荒浜地区の勤労青少年ホーム及び吉田地区の農村環境改善センターの復旧整備のための費用として2億128万8,000円を計上しております。

次に第3点目の亘理町イチゴファーム造成事業と第4の亘理町イチゴ団地造成事業であります。これらについても農水省所管の事業であり被災地域農業復興総合支援事業により、東北一の生産量を誇る沿岸部のイチゴ生産の早期復興のために新たな生産体系の構築を図ることを目的とした新技術等の研修を行う場合の確保、さらにはイチゴ農家の復興目標数を100戸とした高設ベンチ栽培施設の整備、イチゴ選果場の導入整備に要する費用として計上しております。各事業の総事業費については、亘理町イチゴファーム造成事業が2億5,000万円、4点目の亘理町イチゴ団地造成事業が164億2,000万円となっております。

次に5点目の農業用機械施設整備事業であります。農林水産省所管事業であります被災地域農業復興総合支援事業により、今回の津波により稲作生産施設及び農業機械等が流出し、個々の営農再開へ支障を来しているところであり、営農再開の早期実現のため新たな営農形態いわゆる共同化の構築及び新規担い手の育成とあわせた農業機械の購入、施設の整備費用として45億円を計上しております。

次に6点目の鳥の海湾防潮堤強化事業であります。農林水産省所管事業であります漁業集落防災機能強化事業により、レベル2の津波に対する減災対策を目的とした観光ゾーンとしての景観に配慮した2次防潮施設の整備費用として4億6,000万円を計上しております。

次に、道路の新設整備事業であります。国土交通省所管事業であります道路事

業により、避難経路の分散、救難救助の円滑化を図るとともに、生活環境の利便性向上にも寄与する市街地間の道路網の構築を図るため10路線の道路整備事業費として76億5,100万円を計上しております。

続いて、災害公営住宅整備事業であります。これについても国土交通省所管事業であります災害公営住宅整備事業により、今回の被災で住宅を失い、住宅再建が困難な方の生活環境確保のため荒浜地区と吉田地区、そして亙理地区にそれぞれ災害公営住宅を建設する費用として400戸分、103億1,823万6,000円を計上しております。

次に、造成宅地滑動崩落緊急対策事業であります。これについても国土交通省所管事業であります造成宅地滑動崩落緊急対策事業により、北長瀬の宅地造成地であるめぐみの丘について、地震の影響により盛土宅地部が崩落の危険性があることから、その対策費用として4,200万円を計上しております。

最後に、防災集団移転促進事業であります。これらについても国土交通省管轄でありまして防災集団移転促進事業により、今回新たな津波防御対策を講じた上でも、津波シミュレーション試算により浸水深が2メートル以上となる地域については、現在移転を促進する地域として定め、移転に向け関係する方々との調整を行っておるところであり、その集団移転に係る調査及び計画策定等の経費として5億650万円となっております。今後については、移転先候補地における合意形成を踏まえ移転に伴う用地費、工事費等を申請していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほど高野進議員さんが言われましたけれども、復興交付金ですね、第1回の配分亙理町は要求額が211億3,000万円、交付額が112億7,000万円、交付率は53%となっております。どういうふうに要求額と交付額がどうなったかというのは、後で一般質問終わったあと説明を受けますけれども、それでも10項目について要求額と第1回目の交付額が金額が幾らか教えてください。

町長（齋藤邦男君） 担当課長から説明を申し上げます。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 町の方で申請しておりました12事業につきまして、申請額と今回3月2日に配分可能額として通知された額の方をお知らせさせていただきます。

ます。

まず1月末時点で計画として出させていただいた埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、交付金対象額として795万円という数字を出しております。それに対して今回その間、復興庁等との調整等もございまして637万5,000円というふうになっております。

続きまして地域交流拠点施設整備事業、これにつきましては1億2,096万6,000円というのが交付申請額です。これに対しまして、今回の配分可能額ということで示されたのは5,908万7,000円ということになっております。

それからあと道路の関係につきまして二つ挙げておりました。これにつきましては合わせて、一つ目が2億3,250万円、もう一つが6億450万円という話になっておりましたが、今回の配分可能額ではこちらの方については数字が示されておられません。

それから災害公営住宅整備事業につきましてですが、こちらの方につきましては23年度分として1億4,089万3,000円、それから24年度分として53億4,185万4,000円という形で申請しておったところですが、今回示された額につきましては90億2,845万6,000円ということで、当初1月末に申請した以上の額がここはついております。と申しますのは、25年に実施する事業費の分も先行して今回配分されたということでございます。

続きまして災害公営住宅駐車場整備事業につきまして、これにつきましても1億4,360万円という形で23、24年の交付額として申請しておりますが、今回示されて1億2,360万円ということになっております。

それから造成宅地滑動崩落緊急対策事業でございます。こちらにつきましては、3,150万円を申請してございまして満額3,150万円ついております。

続きまして防災集団移転促進事業実施計画策定費ということになるわけですが、こちらの方の申請時の額が3億7,987万5,000円、今回示された額につきましては2億7,082万5,000円です。

今申し上げましたのは、町が直接交付されるという事業でございます。当初12事業ございましたが、4事業につきましては復興庁等の調整の中で町が直接ではなくて県の方を経由した形の間接補助という形になりますので、次に述べる4事業につきましては間接補助対象となります。

まず、亙理町イチゴファーム造成事業ということになります。これにつきましては、2億5,000万円を申請しておりましたが今回つきましたのが158万4,000円。それから続きまして亙理町イチゴ団地造成。

16番（鞠子幸則君） 随分違いますけれど。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） はい、間違いございません。

それからイチゴ団地造成事業につきましては、23年度の時が7,980万円、それから24年度が115億5,000万円ということでありましたが、今回の配分可能といたしましては7,980万円という形になっております。

続きまして農業用機械施設整備事業につきましてはですが、これも23、24年度ということで分けてございまして、23年度が9,750万円、24年度が6億8,925万円ということになっておりました。それに対して7億9,551万円という形での配分がなされております。

最後のもう一つ、鳥の海湾防潮堤強化事業ということで、これは24年の交付対象という形で1億1,812万5,000円申請しておりました。今回の配分可能では見送られたというふうな状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、効果促進事業も含めて10事業に要求額以上にすごく多く交付されたところもあるし、全然交付されなかったところもあるとバラバラなのですね。これについてやっぱり全員協議会も含めて後で説明をしていただきたいと思いますけれども、どうですかね。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 改めまして全員協議会と申しますか、あるいは大震災復興支援特別委員会等を通じて状況の方の報告をさせていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） では、二つ目に入ります。

イチゴ栽培への支援についてであります。町として水道水利用による水確保にどう支援するのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、震災に伴う地下水の塩分濃度の低下が見られない



傾向は依然として続いておる状況にあります。濃度が高いということでもあります。そういうことで、平成23年度は緊急対策として上水道の利用などの支援を行ったところではありますが、料金についてはご案内のとおり業務用の10トン当たり基本料金が2,520円、超過料金1トンにつきましては294円というところがございますけれども、一般用の料金ということで10トン当たり基本料金が1,785円、超過料金1トンにつき231円に対応したところがございます。さらに平成24年度はパイロットへの水の送水機場の管理が吉田浜農地管理組合から返還されたことに伴い、町が直接管理する中で吉田イチゴ部会と協議し、送水機場の貯水池の水を活用できるようにするとともに、上水道の利用につきましても昨年と、要するに平成23年度と24年度も同じように支援をしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） イチゴ農家の皆さんは3.11大震災の津波の影響で畑が泥にまみれたと。まずそのやったのが泥だしを行わなくちゃだめだということですね。だから泥だしは、あの泥の量では自分個人では全く手がつけられないということで、全国への支援をお願いして5月の段階からですか7月まで全国の農協を初め、ボランティアの皆様が互理に駆けつけて泥出しを行ったと。そして泥出しを行ってイチゴの作付に何とかこぎつけたという状況にあります。今町長が述べたとおり、地下水の塩分濃度が依然として低下しないと。これは想定外、私も泥出しをして、泥出しをすればイチゴを作付できると思って、そして水も大丈夫と思ったのですけれども、やっぱり地下水の塩分濃度が下がらないと。これは大問題になっているんですね。それで送水機場から毎日水をくみ出すということを行っているということで、非常に苦勞をしている。イチゴは水が命です。水がなければイチゴは再開できないということで、このイチゴ農家への支援は待ったなしだというふうに言います。みんな3.11の津波から乗り越えて一本松、新丁、開墾場、長瀨浜含めてイチゴ栽培に今取り掛かっている、もう出荷を始めているし4月、5月、6月と最盛期であります。今、言われたのは水道水を使う場合に業務用、イチゴの栽培ですから業務用になりますね、それを一般用にするによって支援するという答弁だと思います。それでいいんですね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま鞠子議員さんからお話のとおり、今回の津波によりまして

イチゴ農家そのものについては本当に塩分濃度が高いということ、すなわち鳥の海湾内にあります排水機場五つが過密状態にあったということで、どうしてもこの浸水された水がはけなかったということから、ご案内のとおり昨年の13日から四国整備局の方から十七台の大型ポンプ車をもって排水、地上で設置し強制排除し、4月いっぱいまで四国整備局から応援をいただいたわけでございます。そういうことからやはり、排水機場そのものがすぐ稼働しますとその塩分濃度そのものは長時間にわたって塩分が重なったことによって地下水の濃度が強くなったと思っておるところでございます。そういう中でやはり、イチゴ農家そのものについてはイチゴの復興なくしては町のシンボルの復興にはならないということから、水道料金についても平成23年度同様ことしも、24年度もそのような対応でしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 後の質問と絡みますけれども、五つの排水機場を100%完全回復するのはいつなのですか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今応急処理として70%ぐらいの機能回復しておりますが、一つだけ長瀬浜の排水機場だけは25年度完了を目指して復旧するよう今手続をしている最中でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） イチゴの農家の支援のために業務用のやつを一般用に切り替えると。それは亘理町の水道給水条例の何条に出ているのですか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 料金手数料の軽減または免除という中で、第32条、そういう条項がありますので、これで今の軽減を図ったということでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） イチゴ農家の皆さんに聞くとですね、水道水は1回20トン、1回水をかけると20トンくらいかかるそうなのですね。ただ毎日毎日水をかける必要はなくて、二日に1回、ですから月15日ですね、月15回を20トン使うというふうに言っておりました。それで計算をしますと、業務用だと月額7万8,000円、一般用だと月額5万8,500円、差額が1万9,500円ですね。それで、業務用は半額にすると3万

9,000円になるのですね。7万8,000円ですから3万9,000円。業務用を一般用に切り替える方法もあるのですけれども、業務用として使ってもらって半額を援助するというのも考えられるのですけれども、それっていうのは検討しましたか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） たしかにですね、企業会計でございますので、今の議員さん言うように、一般会計の方から補助すればそのような理論は成り立つのですが、とりあえず今のところこういう形で長引くとは考えていなかったのが現実でございます。ただ、24年度から農地の方の用水等が入ればですね、その辺は若干でございますが緩和するものと思われまますので、その辺の状況等を勘案して今の質問の内容を今後検討していきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ちなみにですね、今の業務用を半額援助すると年間580万円くらいなのですね。根拠は、一本松と新丁で約30戸ありますけれども、土耕栽培する開墾場とか長瀬浜50戸と計算して3カ月ですね、4月から4、5、6とすると580万円になるのですね。企業会計ですから一般会計から繰り入れるのは難しい、それはわかります、ですけれども580万円ですから額的には少ないわけですね。それも含めて、もう1点答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今、一本松、新丁ばかりでなくて鳥屋崎、または、開墾場、そして高須賀の方にもそのような方がおりますので、その辺を踏まえながら検討していきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう一つですね、今困っているのは本管から、水道水本管から畑に配管するその工事費がかなりお金がかかるのですね。今までは国の補助金あったのですか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） これはですね、国の方から補助金はありました。ただ、この補助金を使うためには農協さんが主体の形で事業を展開しないといけないということでございます。ただ、農協さんの方は御存じのように公的資金を注入したということでございますので、その財産、固定資産の比率が上がるということで、確か

に補助事業ではありますがこの補助事業を使うことができないのが現実なのです。  
ただ農協さんとしては、その補助事業を使わないために全農さんでそのお金を、補助金を出すというような制度に切り替えて今1件の農家の方がその形で申請をしている最中でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ある人は、距離が短いもので本管から30万円かけて配管してイチゴ栽培やっている人もいますし、距離が長いと400万円か500万円かかると言われているところもあるのですね。本管から遠いところはね。ですから、この点についても、ぜひ支援をできないかどうか、その点を答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） それもちよっと難しい、今から考える中では難しいのですが、今回のイチゴの団地関係につきましては、その辺の塩公害のために団地の方にも参入するという項目を設けているのです。そういうことで、どっちが先かその問題ありますけれども、確かに言っていることはわかるのでございますが、もし1年くらい待ってもらえれば団地もある程度の形が見えてきますので、その辺まではちょっと時間を貸していただきたいなと思っています。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 送水機場の水と水道水を混ぜて水を確保するとか皆さんそれぞれ工夫して、なるべく経費を少なくして努力しているので、イチゴファーム高設を希望する農家の皆さんもいますし、土耕栽培を続ける人もいますし。ですからイチゴをつくりたいという方について、だれでもつくりたいという方には支援をするということ、それを基本にして進める必要があると思うのですけれど、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 産業観光課長としては、そのような形で進んでいきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 三つ目に移ります。介護保険について3点質問します。

まず第1点目、第5期介護保険事業計画平成24年から26年、特別養護老人ホームなど介護基盤をどう整備するのか答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、第4期の介護保険計画までは国の指針によりまして平成26年度までのサービス基盤整備について目標値が設定されているところですが、その一つに要介護認定者数、すなわち要介護2から要介護5に対する介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの利用者の割合を37%以下にするということで規制されておりました。平成22年にこの規制が撤廃されたことから、各自治体でそれぞれの地域の実情にあわせ整備目標が設定できるようになりましたので、本町といたしましては、まだ225名の方が待機者として特別養護老人ホームの入所を希望していることや、年々増加しております高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の状況を考慮し、在宅での介護が困難になった高齢者のセーフティネットとして、さらに60床規模の特別養護老人ホームを第5期介護保険計画で盛り込んでいるところでございます。また、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように在宅ケアの充実を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所を開設し、通所、訪問、宿泊を一元的にサービスが利用できるようなあわせて整備を行ってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今若干答弁されましたけれども、昨年の2011年7月時点での待機者、特別養護老人ホーム及び老人保健施設、何人待機者いるか答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、特別養護老人ホームの待機者数225名、男子が56名、女性の方が169名となっております。また介護老人保健施設の待機者数が32名、男性が7名、女性が25名となっております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 利用見込み数ですね、利用見込みの人数ですけれども特別養護老人ホームで23年度は幾らと見ていて、26年度は幾らと見ていいのか。また、老人保健施設についても利用者数の見込みで23年度は幾らと見ていて、26年度は幾らと見ていいのか答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長の方から答弁させます。

議 長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 介護施設の方の利用の見込みでございますが、平成23年度が実数的にあるわけなのですけれども、一応特別養護老人ホームが145人、それから24年度が147人、25年度が150人、26年度で195人を見込んでございます。それから介護老人保健施設につきましては、23年度が115人、24年度が117人、25年度が119人、それから26年度が130人でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 特別養護老人ホームの待機者が、事前に申し込んでいてその数も入るから今すぐ入るっていうふうに数字はならないと思いますけれども、いずれにしても225人いるのですよね。26年までに利用見込み数は50人ふえるのですよ、特別養護老人ホーム60ふやすと言いましたから。それを差し引いても150人くらいは待機が、今後待機者がいないということをそういう前提に計算しますと150人くらい待機者が残るといふようになるのですよね。ですから、26年度までに特別養護老人ホーム1カ所じゃ足りないのですよね。老健施設については32人が待機者なのですけれども、23年度から26年度まで計算すると約15人くらいなのですよね。老健施設の場合はそんなに待機者がすごく多いわけじゃなくて、やはり特別養護老人ホームの方が多いわけですね。1カ所特別養護老人ホームをつくっても足りないわけですよ。それをどうするのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 基本的には、前段の方でお答えしました、最初の答弁ですね町長の方なのですけれども、3施設における介護専用の居住系のサービスの利用の割合、国が前は37%ということで規制があったのですが。この内容につきましては、重度者の方々という考えで、今回の整備計画の中では、介護保険計画の中では一応40%を目標にということで考えさせていただいて、先ほどの入所の待機者といえますか数につきましては、要介護4が47名で、要介護5は33名というふうな内容になってございます。合わせて80名なのですが、その中の7割程度ぐらいは対応できるということで、程度の軽い方、例えば要介護1が43名とか、要介護2が48名とかいらっしゃるの、その辺を考えて一応1カ所の整備というふうにご考えさせていただきました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いずれにしても、特別養護老人ホームに入所するときには要介護1

から入所するので、それは勝手に入所するわけではなくてケアマネージャーのケアプランに基づいて特別養護老人ホームに入る。自分で勝手に入りますと言うわけではなくて、ケアマネージャーがつくるケアプランに基づいて介護サービスを受けるわけなので、特別養護老人ホームに要介護1とか2の人が入ってわかんないと言っている意味ではないですよ。

議 長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） そのとおりでだめだとは言っていない。ただ、いろいろと施設の方に介護を必要とする方が申し込みされるわけですが、その中でやはりまだ軽い状態での申請もありますので、将来的なことも踏まえて考えている人も中にはいらっしゃるようでございますので、その辺も含めて一応重度の方ということで、うちの方をとらえて今回計画をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） （2）に移ります。町として介護予防、日常生活支援総合事業（総合事業）に取り組むのか。総合事業を行う場合サービス低下をどう防ぐのか答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在、介護認定で要支援1と要支援2の方については制度上、介護保険の介護予防サービスを利用していただき、二次予防事業対象者につきましては、地域支援事業にて対応しておるところでございます。また、介護認定で自立判定の方につきましては、町単独の老人福祉サービスの支給により介護予防を図っておるところでございます。今回の制度改正による介護予防、日常生活支援総合事業が創設された背景につきましては、全国の市町村で要支援認定者や二次予防事業対象者に対する生活を支えるための総合的なサービスが不足しており、介護予防に向けた取り組みが進みにくいことが挙げられております。この事業においては、町の裁量によりサービスを構築できるメリットが大きいことから、実施する方向で考えております。事業内容といたしましては、町のサービスであります生きがい活動通所支援事業、すなわちデイサービスについて、二次予防事業対象者や介護認定で自立の方、要支援と自立を行き来する方を対象に、ケアマネージャーが要支援認定者と同じ介護予防計画を作成し利用調整することでサービスを利用していただき、要介護状態

への進行の予防を図っていく計画でございます。なお、鞠子議員も懸念されておりますサービスの低下につきましては、利用者のニーズ等について十分に把握を行った上でサービスを提供してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、実施に当たっては地域包括支援センターにおいて利用者や家族のご意向を踏まえ、利用者の方の置かれた状態に応じた適切な相談や支援を行うことで、高齢者の方の介護予防に向けた心身の機能維持や生活を支えるための適切なサービスをつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 要支援1、2の方は介護保険給付から外れて総合事業を実施するかどうかは市町村の判断ということで、亘理町は実施したいということであります。要支援者が保険給付を受けるか利用するか、それとも総合事業を利用するかはこれ市町村が決定すると。要支援1の方がこの人は保険給付を受けた方がいい、この人は総合事業の方がいい、これは町で判断すると、ケアプランに基づいて判断すると思います。

総合事業の内容は、訪問、通所、配食、見守りなどであります。そこでお伺いしますけれども、総合事業の財源はどこからくるのですか。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 総合事業につきましては、介護保険の方からということになります。負担割合は介護保険の町、国とかあとは1号被保険者、2号被保険者が負担するようになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 財源は介護保険の財政から来ると。それは上限があるのですか。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 3%枠が、従来だったかどうか3%だったような気がします。大変すみません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3%保険給付費の3%だと思います。もう一たんお伺いします。サービス内容ですね、職員の資格や人数、施設の整備、事業者への報酬と利用料ですね、そして職員の資格と人数、サービスの内容、そして施設の整備、これらについては今の介護保険上は基準は全国一律なのですか、どうなのですか。



議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 介護保険の関係は全国一律ということで解釈しています。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 総合整備事業の場合は、それも全国一律というふうに考えていいのですか。それとも、それぞれの市町村で判断するということですか、どうなるのですかその辺は。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それぞれの市町村によります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そこが、財源は保険給付費の3%以内というふうに上限が決まっているのと同時に、事業者への報酬と利用料、職員の資格・人数、サービスの内容、施設の設備、これは全国一律ではなくてそれぞれの市町村によってまちまちだと。そこがサービス低下につながるのではないかというふうに私懸念しているのですが、その点についてもう1回答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 今回の総合事業の取り組みにつきましては、先ほど町長の中でも答弁がありましたように、一応自立デイを基本として考えてございます。それにつきましては、これまでのいろいろな福祉事業の中で取り組んでおったのですが、その自立の方についてしっかりとした将来的なケアプランといえますか、そういうのもって取り組みたいということがメインでございまして、その内容の金額につきましても要支援でかかるデイの金額等々と勘案しながらサービス内容も同様なサービスが受けられるように考えております。それで、議員さんが言われるのは多分ほかのところに頼んだ場合に適当なサービスで料金が安くなってサービスが低下するんじゃないかという懸念をされていると思うのですが、その点については今回の取り組みの中では大丈夫かと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 一応今の答弁ね、大丈夫だね。サービスは低下させないという答弁をされたので、それは重要な答弁なので、総合事業取り組む際にもその点を踏まえて取り組んでいただきたいと思います。

（3）に移ります。生活援助です。生活援助の訪問介護の基本的な提供時間が30

分以上60分未満から45分未満に短縮される。サービスの低下をどう防ぐのか答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、このサービスは利用者が単身であったり、あるいは家族が障害、さらには疾病などのために本人や家族が清掃、あるいは洗濯、あるいは調理などの家事を行うことが困難な場合に利用できるサービスとなっておるところでございます。そこで、平成24年度の介護報酬改定によりますと、要介護者、要介護1から5の認定者への訪問介護の生活支援に関しましては、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、従来の所要時間30分以上60分未満と60分以上の区分から新たに20分以上45分未満と45分以上に見直される予定となっております。このことに伴いまして、サービス介護給付費も変更となり、1回の利用におきまして45分未満の場合は自己負担分で39円ほど負担減となり、45分から60分未満の利用では6円の増となります。利用者に対しましては、担当ケアマネージャーが今どのようなことで困っているのか、これからどのような生活を希望するのかなど再度話し合いを持ち、それに基づいて介護保険サービスだけでなく、町の高齢者福祉サービス、民間や地域の福祉活動等を組み合わせ、利用者の希望に応じた適切な支援となるよう努力してまいります。また、地域の居宅介護支援事業所等にもご協力をいただきながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 訪問介護の基本的な提供時間が30分から60分の場合、現行の場合ですと、60分を超えた分のお金はどうなるのですか。自己負担になるのですか。

議 長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 現在の介護保険の介護保障の関係では、一応1時間以上の場合は291単位ということで料金的に10円掛けて2,910円介護報酬でかかるのですが、それで以上までしかないのですね、実際のところ。規定が。それで事業所的に、要するにヘルパーを派遣している事業主さんの方ですけれども、そちらの方が了解するかどうかになってくるのですね。例えば70分必要だとか何とかって言われると、例えばそれでヘルパーの事業所が受けるかどうかというふうになってくるので、一応基準的には291単位というふうな中での対応になります。よろしいでしょ

うか。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 実際ですね、訪問介護を受けている方の話を聞きましたけれども、この人は要介護2なのですね、要介護2ですから要介護5まであるのでそんなに、軽い方ですね。ただこの人一人暮らしなのですね、だから先ほど町長が言われたとおり独居老人なのですね、80代なのですから。週に3回訪問介護を受けているのですね、掃除とか洗濯とか調理とか買い物ですね。それで、60分では足りないと言うのですよ。今でも足りない。それで基本的な提供時間60分以上は45分未満になるということは知らないのですね、利用者自身が知らない。これは3月時点で聞いた話なのですから、3月になっても知らないということになっております。ヘルパーさんにも聞きました。聞きましたけれども、そういう話はあるけれども実際どうなるのか、基本的な提供時間が実際どうなるのか、これをよくわからないという状況なのですね。ですから基本的な提供時間が短縮されることについては、ほとんどといって利用者に対してもそうですし、実際訪問介護をするヘルパーさんにも周知されていないのですね。それについて、どういうふうにされますか。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） そういうことであれば、当然情動的なことも提供して介護保険の事業者の連絡会とかという組織もございますので、そちらを通じましてケアマネージャーさんとかそういったプランを立てる方にお話しするとともに、ケアマネージャーさんから利用者の方にも重々説明してもらおうようにはしていきたいと思っております。ただ、うちの方でちょっと聞いたところの社会福祉協議会とかの事業所の関係では、ケアマネージャーさんはちょっとわかってはいたのですけれども直接現場に行かれるヘルパーさんの方がわかっていなかったのかなということではお話ししております。ですから制度が変わることにつきましては、ケアマネージャーさんから重々説明してもらおうように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 訪問介護の基本的な提供時間を短縮する、これの仕方として介護報酬の関係で、報酬とのかかわりで基本的な提供時間を短縮すると。それを短縮するときに、その根拠として実際に訪問介護をして時計で時間を計って、調理だったら何分、掃除だったら何分、洗濯だったら何分という、こういう計ってつくったわ

けではないのですね。厚生労働省では2カ月後のヘルパーさんの記憶をたどって、それを呼び戻して45分で間に合いますよというふうに設定したというふうに言われております。ですから、60分を45分に短縮する根拠は極めてあいまいですし、厚生労働省はそうであれば訪問介護に行って洗濯機にスイッチを入れるのではなくて、前から利用者にスイッチを入れてもらって行けばいいのではないかと、こういう通知も出しているのですね。ですからこういうことを考えますと、45分になるといってサービス低下になりかねない。これは利用者にとっても非常に大変なことなので、サービス低下にならないように具体的な取り組みをもう1回、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） ただいまのその厚生労働省のその調査といいますか、そちらについてはうちの方も紙ベースでしか見ていないのですけれども、その中では実際に計ったとか何とかじゃなくて、事業所を通じての調査だよという内容でございます。その中で、今回の時間の短縮につきましては、一つの行為、例えば掃除、調理、洗濯等につきましては、その一つだけの行為の場合は時間的に45分までは当然かからずに、しかも大体が大きいところで15分から29分が34%ぐらいとかというふうに、時間的に一つの行為だと短い範囲で済むということで、それを二つとか組み合わせても十分対応できるんじゃないかということで効率を図るために改定をされると、うちの方では認識しておりました。ただ実際計っていないのであればちょっと問題はあるのかなと思いますけれども。ただこれによって、サービス低下は具体的にその時間が、議員さんが言われたケースはまた一つのケースですけれども、そのほかのケースもいろいろあると思うのですね。その中で、ケアマネージャーと十分にその要望する内容とも踏まえて対応を図っていただきたいと考えておりますし、うちの方としてもその分の、なんというのですか介護のサービスの関係でその枠が、こういった場合についてはうちの方で提供できるサービスがあればそれも含めて情報なりは流していきたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後に、訪問介護は料理を提供するとか、掃除をするとか、洗濯をするとかということだけではなくて、利用者と一緒に話を聞く、話を聞くことも大事なことなので時間を短縮するとその話をする時間もなくなるということもあり得

るので、ぜひサービス低下をしないように取り組んでください。以上で終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。私は、3点について質問をさせていただきます。

第1点目、女性の視点を入れた防災体制について質問いたします。

本町では、25年度までに地域防災計画の見直しを実施します。女性の意見を防災体制に反映させることが必要と考えます。防災会議に女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があると考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 地域防災計画を策定する場合や見直しを実施する場合については、やはり亘理町防災会議を開催して審議をしまいたところでございますけれども、これまでこの委員の中に女性が入っていないということは本当に残念でならないと思っております。そういうことから、今回の大震災を踏まえましてさまざまな場面での女性団体における支援活動の大きさを痛感したわけでございますので、これからはぜひ女性の方々の、この防災会議に参加をいただきたいと思っております。特に婦人防火クラブ員の方々とか、あるいは婦人団体の方々、入れると要請活動を行ってもなかなか会議の中に参加していただけなかったやに聞いておりますけれども、今回の震災がこのような震災であったことから、女性の目線に基づく防災会議のメンバーに位置づけをしまいたいと思っておりますので、特に亘理町の5人の女性議員さんもおりますので、その辺にお力添えをいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 亘理町の防災会議条例の第2条に、所掌事務の中で亘理町地域防災計画を策定しその実施を推進するとあります。この地域防災計画は、防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、防災関係機関はこの計画に基づき具体的な計画を定めその推進を図ることになります。東日本大震災の教訓を踏まえて防災計画の見直しに女性の声をいかに反映させていくかとても大事なこと

と考えます。防災会議の定数はたしか20人以内ということになっておりましたけれども、女性を何人登用するお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今までの防災会議そのものについては19名のメンバーになっております。そのメンバーの役職については、充て職のようになっているわけがございます。例えば国の方でありますと、農政局とか東北整備局とかいろいろな機関をもって定めておったわけがございます。町内では警察署長とか役場の職員とか消防庁とかいろいろ、そういう組織のメンバー等による防災会議になっておりますけれども。この防災会議そのものの規定を直さなければできないと思っておりますので、これらの見直しも図りながら、できれば20名になったとしても3分の1あるいは4分の1でも参加できていただきたいと思っております。そのためにはやはり、先ほど言いました婦人防火クラブ、あるいは自主防災組織の代表者の中から女性の方とか、婦人団体とかそういう構成メンバーに変えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町長のなんかすごく全国の平均が大体5%ぐらいのその防災会議に女性の参画状況な、今状況だそうなのですけれども。30%でも40%でもというご意見いただきましたので、ぜひお願いいたしたいと思えます。やっぱり一人ではなかなか手を挙げづらいですので、やっぱり複数の女性の登用をきちっと制度として仕組みをつくっておく必要があると思えます。今町長がお話をされてはいたしましたが、この条例改正だけでなく例えば町長の裁量で、ぜひ早期に防災会議を開く場合にこの条例改正とか時間がかかるのであれば、もうしっかりと町長の裁量で図っていただいて女性を登用していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでこの女性の視点という部分で、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。女性は生活の現場、子育てや家事や介護の現場を普段から担っております。ですから子供やお年寄り、障害者にとって今一番必要なことを代弁できます。意思決定できる場に女性がいるだけで、例えば避難所の仕切りや着替える場所、授乳する場所、下着を干すところなど女性でないとうからないと思えます。また、災害物資についても女性や乳幼児、高齢者、障害者のさまざまなニーズが反映されている

かという点についても女性の視点は重要になると思いますので、ぜひ町長のその配でもって30%、40%の女性を防災会議の方に入れていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2点目です。ジェネリック医薬品の促進通知サービスの導入についてであります。本町では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進に取り組んでいます。ジェネリック医薬品は新薬と同じ効能や成分がありながら、値段が新薬の2から7割ほど格安という利点があります。この点に注目し、通知サービスを実施し、通知された方の6割がジェネリック医薬品に切りかえたことにより、国民健康保険事業の医療費を大幅に削減するという効果を上げている自治体があります。本町における国民健康保険事業の財政を考え、また被保険者の自己負担軽減が期待できる同サービスの導入について町長のご見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずご承知のとおり、ジェネリック医薬品は先発医薬品、新薬ですね、新しい薬との特許期間が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品で、先発医薬品に比べて開発期間が短くコストが抑えられるため、ただいまお話のとおり2割から7割程度安くなると言われておるところでございます。ジェネリック医薬品を利用することは、家計の負担を軽くするだけでなく、今後の医療費の抑制にもつながることは明白であります。ジェネリック医薬品の国内シェアは、平成23年度9月現在で22.8%となっており、国が掲げる平成24年度中に30%以上に引き上げる目標を下回っており、現在国では目標達成に向け各種施策を展開しておるところでございます。本町といたしましても、亘理町国民健康保険加入者に対しまして、国民健康保険税納税通知書発送時に国保制度等啓発用チラシにジェネリック医薬品使用促進の記事を掲載するとともに、被保険者証更新時期にジェネリック医薬品希望カード6枚付でございますけれども啓発用パンフレットを被保険者証送付封筒に同封し、ジェネリック医薬品の利用促進を図ってまいったところであります。ご質問のジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額通知ですが、本町では送付月は検討中でございますけれども、平成24年度から年2回実施することで予算を計上させていただいております。ある機関のアンケート調査によりますと、この差額通知の受け取り経験のある患者のうち約半数、48.3%の方がジェネリック医薬品に変更したいという結果が報告されていることから、本町に

おきましても積極的に差額通知を活用し、ジェネリック医薬品利用促進を図りながら医療費の抑制に努めてまいりたいと思っております。まさに国民健康保険税の財政状況は厳しいものがございます。今後もいろいろな機会をとらえまして。ジェネリック医薬品利用促進の啓発に取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 今ですね、町長から答弁ありましたけれども、会議規則第8条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先日、ジェネリック医薬品使用の促進の知らせをしている福島県の国見町に行ってまいりました。ここは、人口は1万186人で、国保の加入者は3,300人なんだそうです。ここは22年度から通知サービスを行っておりまして、年4回ジェネリック医薬品の通知サービスをしているということでした。この差額なのですけども、500円以上安くなる人を対象に何か300人1回につき、皆さんでなくてまず300人ぐらいを抽出して通知をしているということでした。そしてこの始めてから問い合わせがあったりなんかして、まだちょっと具体的な数字は出ていないけれどもジェネリック医薬品の効果は出てくることは間違いないというような話をいただてきました。ですので、本当にジェネリック医薬品、この言葉が結構難しいのですけれども、でも大分身近になってきました。みんなジェネリック医薬品という部分で医療機関に行ってもいっぱいいろんな冊子もありますので、ぜひそういう部分で推進をしていただきたいと思えます。そしてまた2012年の診療報酬の改正の中でも価格の安い後発医薬品を普及させて医療費を抑えるため医師が処方箋を交付する際に、服用薬にジェネリック医薬品があるかどうかを記載した場合などに報酬を引き上げるとあります。医師会や薬剤師さんなどにも協力を求めて、しっかりと本町で推進をしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。24年から年2回実施するということですので、国保の今の財政を考えた上でもよろしく願いしたいと思えます。

それでは、3点目に入ります。

介護保険制度改正に向けた本町の取り組みについて、お伺いいたします。今回の介護保険制度の改正の趣旨は、高齢者が地域で独立した生活が営めるよう、医療、介護予防、住まい生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの



実現に向けた取り組みを進めることにあります。地域包括ケアシステムとは、中学校区おおむね30分以内に駆けつけられる圏域を土台に、さまざまな取り組みをスムーズに行うというものです。改正の主なポイントとして、在宅の要介護高齢者の生活を支えるため、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護・看護サービスが開始されます。そこで、3点についてお伺いいたします。

一つとして、本町では24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護サービスについて、どのような対応をしますか。お答えをお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 定期巡回あるいは随時対応型訪問介護看護サービスは、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅の生活を支えるため、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うため創設されるサービスとなっております。本町におきましては、国で奨励する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みとして、通所、訪問、宿泊を一元的にサービス提供が可能な小規模多機能型居宅介護事業所を第5期介護保険計画で盛り込み、設置後については医療ニーズの高い方の対応を含めて訪問看護を組み合わせた複合的なサービス提供を行っていきたくと考えておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 亶理町の第5期介護保険計画の中にも、亶理町ではグループ訪問のみでサービス提供を行っている今の状況であると。地域包括ケアシステムの実現に向けてさらに整備は必要と考えているという、そういう中で小規模多機能型というそういう方向に向けて今取り組んでいるという町長のご答弁だったと思いますけれども。私は、亶理町でぜひ65歳以上の方に対してアンケート調査を一度されたらいいのかなと思います。本当に言葉自体がわからないことがいっぱいあるんです。例えば、本当に一番身近な包括支援センターという言葉も余り身近でないです。それから、地域密着型とか小規模多機能型とか何か本当に言葉がいっぱいありますけれども、なかなかこの65歳以上の方に対しては難しいのかなと思います。そういう部分で、一度アンケート調査をきちっとされて、その言葉の説明もあわせてされるといいのかなと思いますけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、佐藤アヤ議員さんが言われているように、何か国の方でいろいろ

ろ名称を変えながら、私もなかなかこちらの分、こちらの分、なかなかわかりづらいのが本心でございます。そういうことから、やはり65歳以上の方々に対するアンケート、意向調査については今後保健福祉課と協議しながら進めてまいりる方向で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 仙台市の方では、何か3,000人を対象にアンケート調査をしたということになっておりますけれども、ぜひ亙理町の65歳以上の方全員にアンケート調査をしながら言葉の説明、そして利用の仕方等も含めてお願いしたいと思えます。あと、包括支援センターのできれば場所等も教えていただくといいのかななんて、いっぱい要望を言って申し訳ないですけれども、本当に高齢の方にしっかりとわかるようにしていただきたいと思えます。

それでは、2点目に移ります。

地域支援事業の拠点である地域包括支援センターの人員体制や機能強化についてお伺いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの1点目と同じように、この包括センターの場所等これらについてきのう可決いただきました。行政機構の中での位置づけ、そして場所等についても今本庁舎が解体しております、それとの整合性をとりながら町民にわかりやすいこの職場各部署のわかりやすい図面も、これらについて今企画財政課、総務課等と調整を図っておるところでございます。そういう中で、地域包括センターにおいては、これについてはご案内のとおり平成18年度の設置当初より国の基準で設置に必要な職種である保健師、そして社会福祉士、主任ケアマネージャーの3職種の配置にあわせ専属でセンターの業務にあたる行政職員2名を増員配置しており、また臨時職員のケアマネージャーについても当初2名で始まりましたが、現在は6名まで増員することで総勢11名の機能を強化し高齢者の総合的な相談や支援にあたっておるところでございます。今後につきましても、先ほどちょっと触れましたけれども行政組織の再編により高齢者支援班との連携をさらに強め、適切な人員配置をしていくとともに、支援にあたる職員についても研修等への参加や資質向上を図り、地域で支援にあたる民間の介護保険事業所等との連携についてもさらなる強化を図ってまいりたいと思っております。また、医療や福祉関係の各団体からの委員で構

成される地域包括支援センター運営協議会において、事業計画や運営状況、課題等について評価や検討を重ね、安定運営や機能強化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 地域包括支援センターが拠点となって、今後ケアマネージャーが要介護高齢者のケアプランなどを作成するとともに、これまでばらばらだった医療と介護のコーディネート役も担うこととなります。これらに対応できる体制の強化、ケアマネージャーの育成についてどのようにお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 今回の介護保険制度の改正の中の一つの項目でございまして、包括支援センターの強化ということで先ほど議員さんが申されました医療機関やボランティアの関係とか、あとは民生委員とか連携を強めることというふうになってございます。この点につきましては、一応うちの方これまでも社会福祉協議会とかボランティアの関係とか、それからあとは民生委員関係、それからあと介護事業所の関係とも連絡を強めておったところですので、それらについてはさらに連携を図っていききたいと。医療機関につきましては、一応保健福祉課の方の健康推進班、医師会とのつながりもございましてその辺の中で今後いろんな相談受けた中で、そういう担当部局とも連携を図って医療機関とも連携をとっていききたいというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今課長が申されたように、地域包括ケアシステムには医療や介護などでなくそういう専門家以外にも地域からの幅広い支援が欠かせないです。例えば、要介護者の見守りには近隣住民、民生委員、地域のボランティア、商店の人々などがあたるのが期待されております。この地域力の向上には何よりもこの包括ケアシステムを広く理解してもらい意識改革が必要と考えますが、この対策はいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま申された組織体系そのものについては、やはり町民等の代表者の方々の参加、さらにはやはり高齢者でございまして老人クラブの役員の方とか、あるいは先ほど課長が申されたとおり民生児童委員の方々とか、そういうこ

とと介護サービスの提供事業者代表者とか、そういう組織体系でこの運営協議会を立ち上げながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは3点目についてお伺いいたします。

先ほどもちょっとお話出ましたけれども、町民への周知についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、いろいろ内容等については町の広報わたり、そしてホームページ、そして現在しておりますFMあおぞら等を利用しながら地域包括センターの役割、そして業務の内容等、そして先ほどの質問にありましたアンケートの中でも対応して周知徹底を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今回の介護保険の改正にもきちっとわかってもらわないと、やっぱり高齢者の方たちが利用したくてもなかなかできない部分があると思いますので、そこらへんもきちっと、難しいですけれどもしっかり周知をしていただきたいと思えます。本当にどのようにすればわかりやすくできるのかなと思って、すごく思うのですけれどもやっぱり文字の力、それから言葉の力とかいろんな力があるかもしれないけれども、やっぱりお年寄りに1対1でいろんなお話をしながらしていかななくてはならないのかななんて思いますがけれども。ぜひ、今一人暮らしの高齢者の方もどんどんふえているような状況になっておりますので、ぜひしっかりとした対応をしていただきたいと思えます。そして亘理町に住んでよかったと言われるようなまちづくりをぜひお願いしたいと思えます。以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後4時15分といたします。休憩。

午後4時03分 休憩

午後4時15分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に11番四宮規彦議員

11番。四宮規彦議員、登壇。

〔11番 四宮規彦君 登壇〕

11番（四宮規彦君） それでは質問をいたします。

今回の質問で私は放射線に関する質問を最後に出しますので、しっかりとお答えをお願いを申し上げます。

今、亶理町におきましてもいろんなところにおきましても、原発の放射線でいろいろと問題になっております。皆さんが知りたいのは、私もそうなのですが原発のこの事故前に宮城県ではどれぐらいの放射線量があったのかなということが、やっぱり関心の的であろうと。それでお尋ねいたします。もしデータがあるのでしたら、どのような測定値になっておりますのか、その辺のところをまず第1点お聞きしたいこう思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、四宮規彦議員にお答えいたします。

町では、子供たちが比較的長く外で過ごす場所、つまり学校や幼稚園、保育所などの空間放射線量を週5日間計測しておるところでございますが、現在のところ数値は0.08から0.17マイクロシーベルトという範囲に収まっております。国の基準が1日の放射線量の基準を0.23マイクロシーベルト以下と設定していることから、本町においては現時点で心配のないレベルであると考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 以前に、亶理町内における空間放射線量の測定結果というものを総務課から出されました。それで、この数値を出されたときに第1点どのような意味を持つかがわからなかったもので、これをどういうふうに解釈するのかなというふうで私も私なりに解釈をしたわけでございます。1点は、年間1ミリシーベルトというものが公表されておりますが、まず最初にこの値が1時間当たり実効線量としてどれぐらいのものなのかという計算をする必要があると。これは前の議会においても質問したのですが、お答えがなかったわけですからやめたわけでございます。これは、私の計算では0.114マイクロシーベルトに相当をすると。しかし、この放射線量は実は測定した場所にじっと365日お地藏さんのように座っていたときにこうむる放射線量でございます。実は、日常生活においてはこのようなあり方は不可能なのでございまして、この前いただいたこの亶理町内における空間放射線量の測

定結果のこの大きなこの表でちょうど吉田小学校の値が0.11という値があったものですから、ああなるほどというふうに私なりに納得したとこういうわけでございます。しかし、これではまだこの0.11で議論を進めますと、総務課からいただいたこの紙では互理町は大変な話になってきますので、本来ならば子供たちは我々が現実性を帯びた日常生活に対して浴びる放射線量というのは、これは1時間当たりどれくらいになるのかなということが問題になってくるわけです。これは文部科学省で出している式がありますので、その式の意味だけをもし御存じであれば、その意味だけをお知らせしていただきたいとこのように思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 政治的な問題、シーベルトの問題、ベクレルの問題、さらにはといういろいろな数値があるわけでございますけれども、それら内容について担当課であります総務課長の方からご答弁をさせます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まずもって、原発事故要するに3月11日以前の宮城県の放射能関係の測定の数値はどのくらいあったかというのをちょっと冒頭でお話させていただきますと思います。現在発表されているのでは、0.03から0.04マイクロシーベルトぐらいが通常のとときにあっているというお話でございます。それで、四宮議員さんの方からご説明のとおり、例えばこの前の全員協議会の際に2月に測定した放射線測定の測定結果を議員の皆さんにお渡ししております。たまたま今、吉田小学校の0.11マイクロシーベルトというお話をいただいたわけでございますが、確かに議員さんがおっしゃるように365日24時間その場所に、要するに吉田小学校の0.11のところであれば基本的には0.114マイクロシーベルトの放射線量を浴びるようになるということでございますが、今文科省とかいろいろな機関で計算式を発表しておりますけれども、まず外出している、要するに1日24時間の中で外出している時間は約8時間というふうな想定をした場合、室内にいる時間というのは残りの16時間が大体室内にいるのではないのでしょうか。そうしますとですね、もちろん室内中での放射線の通減率もございまして、それらを計算式に当てはめますと、例えば吉田小学校の0.11マイクロシーベルト、これ1時間当たりですけれども、これを1年間の被曝量を計算すると0.19マイクロシーベルトという文科省の計算式に当てはめますと、0.19マイクロシーベルトというと今回の互理町が先ほど齋藤町長が答弁い

たしましたように、測定している現在のところ0.08から0.17マイクロシーベルトというほとんどの地域がこの一つの例を挙げていただいた地点よりも下回るということになりますと、1ミリシーベルトまでの数値には全然年間で達しないということになりますと、基本的には健康にはほとんど影響がないんじゃないかということで、おおむね言えるんじゃないかということでございます。ですから、安心できる地域ということでございます。ただ、お話のように資料の提供の中で、わずかながら若干高い地区が何カ所か、この測定した日によってございます。しかしながら、やはり子供さんのことが一番心配なわけでございますが、今いろいろな文献等で発表されている中では、子供さんの場合にセシウムを例えば体内に入っても生物学的半減期ということで、セシウムは減少するというか体内から排出されるというのが今言われております。子供さんだと30日前後で体から2分の1のセシウムが排出される。であるならば、大人はどのくらい日数かかるかというと、大人の場合は新陳代謝が少し鈍いでございますから100日から180日ぐらいで体に放射性の物質を含んだ場合の半減率は2分の1ぐらいになるということですから、子供さんの方が早いということからしますと、亘理町のほとんどの地点を考察しますと安心な地域ではあるというふうな状況でございます。しかしながらこういうふうな状況の中でも、今回環境省の重点測定地域ということで指定を受けた経緯については、隣の山元町が重点地域ということで放射線量が高い。そういうふうな周辺に対して高線量を示している亘理町に対してのすぐ隣の町ということでございますので、やはりそういうふうな事情を十分考慮して、やはりしっかりとした測定を国ではしたいと。そして実証したいということでございまして、決して放射線量が亘理町が高いから重点地域の指定を受けたわけではないと、ただたまたま阿武隈公園運動場につきましてはホットスポットで0.23が9月以降測定している中で高い0.23マイクロシーベルトということで測定数値が出ているので、ぜひ指定をしたいということで先ほど町長が答弁したように2月の28日付で環境省で告示をして亘理町が追加の重点測定地域になったというところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） それでは、次に移ります。

全員協議会で出されました県からの緊急の放射性物質の新たな規制値の設定というものを一緒に出されました。この表は皆さんお持ちになっていると思うのですが、

この表の下に許容線量年間1ミリシーベルトと書いてその下に、新設として50ベクレル乳児用、100ベクレル一般食品、10ベクレル飲料水、50ベクレル牛乳、このような表を総務課長さんからいただきました。これはもうシーベルトとベクレルでわからないところが尚更わからなくなってまいりました。それで、これを計算いたしました、私なりに。では、今お母さん方が一番心配なさっているのは、例えばでございます。100ベクレルのハウレンソウを100グラムおひたしにして食べたならば、どれくらいの放射線が体内に残留するのか。これがお料理をつくっているお母様方の心配の種の一つだと私は考えまして、この表をもらって間もなく調査してすぐに計算したのでございます。決して難しい計算ではないのですが、出すまでがやっかいだったのですが、実は途中省きますと100ベクレルの野菜でもいいです、肉でも卵でも魚でもいいんです。それは0.13マイクロシーベルトと換算できます。これが一番最大の量でございます、この魚や野菜や卵がいつとれたのか、どういう調理方法なのか、これによって放射線が減衰してきます。それを、計算は実は実験データがないので、これは係数を1として最大0.13マイクロが体に入るものだという、実は計算をしたわけです。この計算値は、国際放射線防護委員会とか食品安全委員会とか20団体の参考書を外国のものもひも解いて計算したわけでございますので、今総務課長さんがおっしゃったように、体から出るんだよというものが含めば、なかなかそんなに神経を使う問題ではないのかなというふうに考えておるのです。そこでご質問いたします。この際ですから、シーベルトとベクレルの違いをひとつお答えを短くしていただきたいと思っておりますので、一言でお願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 短くですね。お答えさせていただきます。常に今まで使っている言葉としてはシーベルトということで、大気中の放射線量でございますが。これは基礎的な意味ということでございますが、体に影響を与える量、全身に対しての量。あともう一つは、がんにかかる確率をシーベルトという単位であらわしていると。もう一つ、今ベクレルの話がございました。含まれているものでございますね、これは全放射線の排出量、どのくらい排出されるかというのがベクレルというふうな形で簡単に申しますとそういうふうな意味でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） それでは、最後になります。次の三つ目の表も、実はご提示をいた



いただきました。カラーの100ミリシーベルトの表をたしか全員協議会では出されませんでした。それでは最後に、その100ミリシーベルトという意味が出て、そこが基準のスタンダードなように考えられて、あのお話のときは100ミリシーベルト以下であれば日常の生活において、がんにかかる確率と大体似たようなものですよというお話をたしかいただきました。それは間違いありませんね。100ミリシーベルトというものが短時間に浴びた場合と、1年間で浴びた場合と、それから総合的にいろんなものから浴びた場合、想定されますけれども、私はこの100ミリシーベルトのこの放射線量の基準値というものに対して総務課長さんがどのようなお考えをお持ちになっているのかを、放射能対策室の責任班長さんとしてひとつお答えいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 私は総務課の課長でございますが、対策室の方の全権を持っているわけではないのですけれども。一応、今議員さんがおっしゃるように100ミリシーベルトというと、この前の資料では全身被曝ということで、これよりもほとんどのところは低い線量じゃないかということでございまして、ここまでの推移でなければマイクロシーベルトを例えば1ミリシーベルトということでの年間被曝量に換算すれば1,000分の1という形で1ミリシーベルトはございますので、0.1マイクロシーベルトというふうな換算からいけばですね、当然例えば住民検診なんかでのレントゲン検診とか、あとは精密検査にいきますとCTスキャンとかMRIとか、そういうものになりますとかなりの被曝をするというか放射線を浴びるわけでございますが、臨床状況では確認されてはいませんけれども、まずここぐらいまでの部分については余り問題がないんじゃないかということで認識しているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） それでは、総合的な放射線量、我々が日常受ける総合的な放射線量というものがございます。多分4点か5点あるかと思うのですが、そのところをもし調査してあるのであれば、お知らせいただきたいとこのように思っています。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 総合的な、これは国立がんセンターの方で総合的なというかそれ

以外の文献にもございますが、総合的な放射線量ということで四つ挙げますと、一つは直接地面より受ける放射線量、二つ目が空間より吸入をされる放射線量、そして三つ目が食べ物により体内に入る線量、あと四つ目が自然界にもともとからある線量、ということで総合的な放射線量は四つというふうな形で言われています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 今までの概略的な、いろいろな基本のお話をお伺いしたのですが、今後放射能対策の班長だと思うのですが、今後どのようなお考えでこれを運営していくのかお話をいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 基本的に、今総合的な放射線量のお話を4点させていただいたわけですが、1年間の100ミリシーベルトを大きく超えなければ一応町の考え方としては安心という目安の数値というふうになるんじゃないかなど。ということは、人間の体にまずほとんど問題が出ないんじゃないかというふうに考えております。それを実証するためにも、ぜひ重点地域で今現在、町の方では除染計画を第1波ということで阿武隈公園運動場の分を環境省に3月中に提出するという事で、素案については県の方に出しております。その後修正がなければ、決済をいただいて正式に環境省に送りますけれど、その後やはり全地域を測定させていただいて、本当に互理町は安心できる地域であるというふうに町民の方にお話しができるように対策室としてはやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） それでは、次に震災の関係。すなわち荒浜中学校そして小学校、長瀬小学校の問題についてご質問をいたします。

いろいろ議会におきまして、現在の荒浜中学校、小学校、長瀬小学校についてさまざまなご意見が出て、意見の分かれているところがございます。これはもう我々も十分認識しております。私がきょうお尋ねしたいのは、まず今までこの災害に遭った方々が転居転出がまずどういう状況にあるのか、これをまずお伺いしたいところのように思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの質問の内容については、教育委員会部局に所属いたしま

すので、教育長の方から答弁をいただきます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、四宮議員さんにお答え申し上げます。

保護者が現在どこに住んでいるのかというふうなご質問でございますけれども、3. 1 1 震災後仕事等の関係で家族が別々の住まいになっているというふうな世帯もございまして、教育委員会といたしましては児童生徒数で現在どこに住んでいるか、そういう状況を把握しておりますので、24年ことしの2月現在の児童生徒の状況で申し上げたいというふうに思います。

それでは初めに、荒浜小学校の児童につきましては、町内の5カ所あるわけですが、町内の仮設住宅に住んでいる子供が88人でございます。そして町内のアパート等に住んでいる子供が25人。それから町外のアパート等に住んでいる子供が15人。自宅に住んでいるという子供ももちろんいるわけですが、自宅に住んでいる子供が40人となっております。

次に、長瀬小学校の児童につきましては、町内の各仮設住宅に住んでいる子供が58人でございます。そしてまた町内のアパート等に住んでいる子供が5人。町外のアパート等に住んでいる子供が6人。自宅に住んでいる子供が146人となっております。

次に、荒浜中学校の方に入りますけれども、荒浜中学校の生徒につきましては町内の各仮設住宅に住んでいる生徒が52人でございます。町内のアパート等に住んでいる生徒が19人。町外のアパート等に住んでいる生徒が19人。自宅に住んでいる生徒が15人というふうになっております。

最後に、吉田中学校の生徒につきましては、町内の各仮設住宅に住んでいる生徒が30人です。それから町内のアパート等に住んでいる生徒が8人でございます。町外のアパート等に住んでいるのが3人。自宅に住んでいる生徒が69人というふうになっております。

4校の合計を言います。参考までに、児童生徒町内の仮設住宅に、4校の児童生徒で仮設住宅に228人。町内のアパート等に住んでいる児童生徒が57人。町外のアパートに住んでいる子供が43人。自宅に住んでいる児童生徒が270人となっております。これが2月現在の子供たちの住んでいる場所でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） ただいまお話をいただきました。荒浜中学校、小学校、あとは長瀬小学校、これから修理をして再開に向けて動き出すと思っております。この際、もう一度この学校周辺の環境を十分配慮していただいて、児童生徒があそこに通いたい、親もあの近辺に住んでみたい、また亘理町外の人もあるという環境であれば住んでみたいというような、この行政が積極的にこ入れをして環境整備を整えないと、学校は再開した生徒が半分になったわとか、そういうことを極力防がなくてはならないし、こういうことはまずあってはならないとそういうふうに私は考えておりますので、学校周辺地域そういったものの行政のこ入れ、または行政のものの考え方をお聞きしたいとこのように思っております。

議長（安細隆之君） これは、3番ですか。

11番（四宮規彦君） 3番でございます。

議長（安細隆之君） 3番ですね、2番はよろしいですか。

11番（四宮規彦君） 2番は結構でございます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 3番目のご質問の、被災し再開される学校周辺において保護者及びその周辺に住みたいと思う方について、住みやすい環境づくりの施策はあるのかというふうなご質問でございます。

お答え申し上げます。まず、ハード面の施策としまして、ご案内のとおり亘理町震災復興計画にもありますとおり、戻ってこられる方々の生命財産を守るために、防潮堤、あるいは防潮林、避難道路の整備、あるいは二線堤としてのかさ上げ道路の整備、さらには避難場所、あるいは避難ビルというふうに位置づけられております小中学校等の整備については、早期復旧復興を進めているところでございます。また、ハード面だけではなくてソフト面といたしまして、今後各学校と地域コミュニティ、特に各地区のまちづくり協議会等との連携を密にしまして、避難マニュアルの整備あるいは避難訓練等の実施を初めといたしまして、防災教育の充実、あるいは地域の特色ある行事等に共同開催するというふうなことも考えていきたいというふうに思っているところでございます。さらには、この東日本大震災の記憶を風化させないように、各学校においても防災教育を来年度から防災主任という担当教員が各学校に配置いたしますので、防災教育の充実そしてまたこの震災の記憶を風

化させないような体制を強化してまいりたいというふうに考えているところであります。以上です。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） これをもちまして、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、四宮規彦議員の質問を終結いたします。

次に、5番。佐藤正司議員、登壇。

〔5番 佐藤正司君 登壇〕

5番（佐藤正司君） 5番、佐藤正司です。

私は、2問について町長の見解を伺います。

まず、第1問。新生亘理、震災復興計画の取り組みについてでございます。

まず第1点の、まちづくりグランドデザインの方向性早期提示についてでございますが、亘理町震災復興計画に土地利用構想イメージ図、5つの復興プロジェクトが示されていますけれども、いまひとつ被災者に理解されていない面があります。復興に向けた町民意向調査では、今後のまちづくりについて聞いたところ、荒浜地区は現状再建が56%、新たに土地購入移転が26.2%、その他17.8%のアンケート結果でございました。しかし、このごろ亘理方面、逢隈方面に土地を購入したというふうな話を聞きます。荒浜地区から転出し、残るのは最終的に何名になるのか心配しているところでございます。そういう意味からも安心できる、なりわい、にぎわいのまちづくりグランドデザインを具体的に示していただき、理解をしていただくことが大事かと思いますが町長の考えを伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、佐藤正司議員にお答えいたします。

まずもって東日本大震災からの復旧復興に取り組み、新生亘理の創生に向けたまちづくりの方向性につきましては、議員の皆さんのご同意をいただきまして昨年の12月に策定いたしました亘理町震災復興計画で示しておるところでございます。被害が甚大でありました沿岸部地域の復興まちづくりにつきましては、集団移転等を踏まえた新たなまちづくりを進める必要から、現在、集団移転の対象となります地域の皆様と話し合いを進めながら検討を行っております。荒浜地区は、被災前以上に水産と観光の町として、また災害に強い町として復興を行うこととしており、ただいま議員さんからお話のとおり、なりわいとにぎわいの創出に向けた2号排水路

から東側の土地利用のあり方や、西側の地域においてはやはり安心と安全を確保しながら暮らしやすい復興まちづくりについて検討を行っております。また、地域内の公共施設の復旧復興については、津波防災対策の一次防潮施設となります太平洋沿岸部の防潮堤、そして阿武隈川堤防の復旧工事については平成27年度まで完了を目指すということが国から、これは国土交通省から示されているほか、県道荒浜港今泉線のルート変更を行い、2号排水路水路沿いのかさ上げ道路についても平成27年度までに整備するよう県と調整を行っております。さらに、荒浜支所は地域交流拠点施設として平成24年度に整備を行うほか、荒浜小学校は平成24年度中に修繕を行い25年度の共用、さらには荒浜中学校は改築するため平成26年度までに整備を行うことと考えております。

次に、吉田東部地区はご案内のとおり、イチゴ復活を復興のシンボルに震災前以上の東北一の生産地再生を目指しつつ、津波防災対策となります海岸の防潮堤や橋本堀用水路沿いに整備する二線堤となるかさ上げ道路など、復旧再生期が終了する平成27年度を目指して整備し、二線堤西側の地域に対しまして安全、安心を確保してまいりたいと考えております。さらに、地域内の公共施設の復旧復興については、吉田支所は荒浜支所と同様に地域交流拠点施設として平成24年度整備を行うほか、津波被害のありました吉田中学校は被害程度が軽微であったことから現在再開しておりますが、長瀬小学校につきましては改築するため26年度までに整備を行うということで考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

- 5 番（佐藤正司君） ただいまの荒浜地区、吉田東部の年次的な計画を示していただきました。名取の場合ですね、大村虔一元東北大大学院教授に委託をして復興ランドデザインコーディネートを依頼しております。岩沼市は御存じのとおり、石川幹子東京大学大学院教授にランドデザインプランナーを依頼をして、コミュニティー居久根、そして千年希望の丘を掲げて具体的に取り組んでおります。亘理町でもランドプランナーを依頼し、被災地のまちづくりをコンパクトな都市形成市街地形成なのか、ミニ区画整理事業なのか。荒浜地区に言わせていただきますと観光と水産業であります、働く場所、企業張りつけができる環境のコーディネートの必要と思います。魅力がないと人が戻らない、姿が見えないと人が去っていくことが心配であります、その辺いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、名取市、岩沼市のこの顧問的なアドバイザーということで議員さんからお話あったわけでございますけれども。亘理町におきましても現在、震災復興会議の委員長でありました大村先生をアドバイザーということで考えており、そして震災復興推進課の方から直接大村先生と接触したところ、快く引き受けてもらうということで今考えております。そういう専門的な方々のグランドデザインそのものが必要と思っております。そういうことから、これらの経費というかアドバイザーの予算措置も今後検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） きょうの河北新報の社説にですね、住まいと暮らしとして、住まい、職場、商いなどが相まってにぎわいは生まれると掲載されております。そういうことから、特に今町長さんからお話ありました大村慶一委員長さんアドバイザーをもって、鳥の海八景を含めたグランドデザインを具体的に示していただいて、復興の希望を示していただければというふうに思うところでございます。

それでは2点目でございますが、自主再建及び集団移転住宅と復興公営住宅の整備についてでございます。被災地の持家率が85%強を超えている状況で、前回率も高く震災による再建が必要な住宅が多く一日でも早く震災前の生活を取り戻して安心して生活できるよう、被災住宅の再建と住宅復興の支援が必要であります。そこで、自主再建される方、集団移転希望される方、または住宅再建が困難な方の公営住宅の整備についての考えを伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） このたびの大震災によりまして、本当に住宅が流出したと、そして全壊、大規模半壊、小規模半壊等々、本当に住む場所を失った方々の被災者に対しますところの住宅再建については、いち早く取り組んでまいらなければならないと思っております。本来ですと、原則は自力で再建することとなるわけでございます。しかし、住宅再建を行うための資金を確保することが困難な方に対しましては、やはり町が整備する災害公営住宅への入居をすることで恒久的な住宅の確保を行うこととしております。その整備については、まず荒浜地区、現在計画戸数といたしまして100戸分の災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定を2月20日に宮城県

と締結し、26年度の入居を目指して取り組むこととしております。また、亘理地区及び吉田地区への災害公営住宅の整備にあたりましても用地の確保を初め順次進めていく予定でございます。

次に、移転を促進する地域の方々の集団移転については、国の補助事業である防災集団移転促進事業を活用して、安全な地域への集団移転を進めることとしており、現在対象区域の方々と個別面談等を通して合意形成を図っておるところでございます。この合意形成が整い次第、やはり移転先の団地造成など集団移転の事業概要についてご説明をしていくことと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 名取市閑上で現地再建区画整理について説明会等々を開催をしているというふうな記事が載っておりました。その中で、現地再建に対する不安の声が噴出をしていると。市は住民の声をもっと聞くべきだとの批判が相次いだということで、これも3月5日の河北新報に掲載されております。そこで自主再建の場合、現地再建型土地区画整理については地域の合意形成が問題になってくるかというふうに思います。まちづくりを仮に荒浜小学校中心を考えたときに、学校周辺の行政区単位でのミニ区画整理をして土地を売りたい方、これも閑上の方で調査したら3割強の方が土地を売りたいというふうな結果が出ております。そういう方に有償提供をいただき、公園、緑地をつくり綺麗なまちづくり、街並みで戻りたくなるような現地再建型を考えてはいかがかなというふうに個人的に思っているところがございます。その辺の考えどうでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま佐藤議員から言われたとおり、やはりきのうの答弁の中でも申し上げたとおり、区画整理そのものについては合意形成100%ないとなかなか区画整理事業が進展しない。そしてなかなか時間がかかるということになるかと思っております。そういうことから、ミニ的な開発をし、そして自分たちが住んでいる地域の隣でも、その辺のクリアをしながらその方向でこれからやはり住民との住民説明会、あるいは住民との個別面談によりましてどういう考え方を持っているのか十分掌握しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） まず被災住民の意思を尊重しながら、安全安心のまちづくりを進め



ることが一番重要かと思えます。

続きまして、3点目の被災者町独自支援についてを伺います。山元町の場合は、町が整備する新市街地に移転する場合、土地購入、宅地建築に要する費用として150万円を補助する。元の場所にかさ上げして住宅を再建する場合に工事費の2分の1の限度額100万円を補助するということになっております。仙台市ですとこれは政令指定都市で別格ですが参考的なということで申し上げますと、引っ越し建物取り壊し移転経費が78万円まで、現地再建で50センチ以上の盛土のかさ上げといった場合には費用の9割をサイケイする、ちょっとこれはなかなか難しいとは思いますが、そういうふうな方向づけを示しておられます。亶理町の場合はどのようなお考えなのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。被災者に対する町での独自の支援策につきましては、まずもって津波による被害を最小限にとどめ、安全な居宅の確保を促進するために宅地の地盤または基礎のかさ上げ、そして建物の1階部分を高床式、すなわち構造ですけれどもピロティという構造になりますけれども、これらを行う場合に要する経費の一部ということで、上限として現在100万円ということで助成する事業を平成24年度の予算に計上させていただき実施することとしております。また、これまで沿岸部地域にお住まいで津波被害を受けられた方の中には、町の計画上、現地再建が可能な地域であっても、より安心できる西側の地域に移転したいとのご要望もあることを踏まえ、復興計画にも位置づけております逢隈下郡南地区、あるいは町が住宅団地に造成し分譲する事業を検討しており、今後具体的なニーズ把握をさせていただきながら取り組みを早く進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 町長は平成24年度を復興元年というふうな位置づけをされております。スピード感を持ちながら一歩ずつ着実に我がふるさと亶理の復旧全力に掲げて取り組んでまいる所存であると施政方針において述べられております。大いに期待をしているところでございます。

それでは、2問目に移ります。被災地の地盤沈下対策についてでございます。地震に伴う地盤沈下により、台風等の大雨や高潮による被災地の冠水が今後予想され

ます。また、町内の水田2,749ヘクタールのうち6割ほどで2012年度産米の作付を目指しております。土地の基盤の地盤沈下の影響で、水田作付時の用排水と雨季の大雨台風シーズンを迎えたときに自然排水は海への排水が困難になり、道路等の排水が心配になります。

そこでまず、第1点。用排水路の排水障害解消についてどう対処されるのか、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって先ほどの各地区におきます説明会、個別面談の案内状等々出しておるわけでございますけれども、なかなか出席率が低いという担当の係の方から聞いておりますので、議員の方々からもぜひこの被災された方々が説明会、あるいは個別面談での案内した場合についてはぜひ参加して自分の思いそして考え方を担当の方にお示ししていただくよう、議員の方からも発していただきたいと思っております。そういうことで、用排水路の排水障害解消についてということでございますけれども、これらについてはご案内のとおり亙理町には川がないということで、現在亙理用水あるいは排水路ということで土地改良区の管理の中で鳥の海湾内に5カ所の排水機場があるわけでございます。これらの内容については、国及び県に対しまして応急的な修復を行い、現在排水機能は約7割程度までに回復いたしておるところでございます。本復旧工事については、国及び県に対しまして平成25年度まで完了する予定でありますけれども、さらに早くしてもらいたいということで要望しておるところでございます。そういう中で、やはり被災した排水路についても26年度までに修復完了予定でありますことから、ぜひこれらについて東北農政局の仮設ポンプということで現在、口径200ミリ、20センチですね、を荒浜2号排水機場と大畑浜排水機場に各2台、そして荒浜2号排水堀周辺には口径150ミリの仮設ポンプ4台を引き続き設置しており、さらに大雨時には国土交通省の排水ポンプ車の要請も可能であり、排水対策についてはやはり二次災害がおきないように進めてまいりたいと思っております。ご案内のとおり、昨年3月13日から17台のポンプ車を四国整備局から配備して調整配置したわけでございますけれども。今後とも東北農政局、そして東北整備局に対しましてもお願いをし、さらにこれらの排水機場の復旧について早く、一日も早く整備するよう要請活動を行ってまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 二次災害起きないように、力強いお言葉をいただいたわけですが、昨年の台風時期でございますが、町道前原線が200メートルくらい冠水をいたしました。自宅に入るのが困難というふうな状況でございますので、早期の排水機場改修回復を図ることが求められているのではないかとこのように思います。そういうことで早期な対応、東北農政局等への働きかけを強くお願いしたいというふうに思うところでございます。

次に、第2点の地盤沈下農地の早期再生についてお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 農地は地震や津波によりまして塩害や施設の損壊など甚大な被害を受けました。あわせて、今お話しのとおり地盤沈下や液状化も一部地域に見られたわけでございます。被災した農地、農業用施設を早急に復旧、そして農業の生産基盤の回復を図るため、比較的被災程度の軽い常磐自動車道より西側部分約835ヘクタールの水田を県が事業主体となり、昨年の10月から本年の3月末まで除塩工事を施工しているところであります。被災の甚大な常磐自動車道より東側につきましては、平成24年度より国及び県の補助を受けまして、農地災害復旧工事が順次施工されることとなっております。しかしながら、この地域については農地の被害が甚大であり単なる現状復旧だけでなく、亘理町震災復興計画に示されておりますように農地の再生については大規模な圃場整備事業による基盤整備が必要不可欠であり、また農地の集約化や経営の大規模化、あるいは高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指すため、被災した農地約1,200ヘクタールを6区域に設定し大区画圃場整備を推進してまいりたいと思っております。このやはり推進にあたりましては、耕作者の、土地所有者の合意形成がないとなかなか前に進まないと思っております。これらについても、やはり合意形成ができたところから優先的に圃場整備を実施しなければならないと思っておるわけでございます。これらの同意形成が最も大事だと思っております。これについても国、県の指導、土地改良区等とも協議しておりますけれども、国の方としてもやはり100%程度の合意形成がないとなかなか難しいということになっておるようでございますので、これらについても生産者はもちろんのこと関係団体とも調整をしながら、早く圃場整備を実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 農地基盤整備事業として大規模圃場整備事業の推進を図るというふうなことでございます。それ以外の農地もでございます。例えば、客土盛土方式で農地再生をさせるのかどうか。特に常磐道周辺区域については、あの辺は大規模区画圃場整備から外れております。さらには、長瀨浜、開墾場あたりも外れております。その辺あたりの農地再生、それについてはどうお考えになっているのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの圃場整備、大型圃場整備するために2月の27日に亘理町圃場整備事業推進協議会ということで設立をさせていただきました。構成メンバーとしては、亘理町、JAさん、土地改良区さん、共済組合さん、農業委員会の5団体によるこの協議会を設立させていただきました。現在というかこれからですけれども町の職員2名、そして農協さんから2名、土地改良区さんから2名、それらの体制でやはりこの圃場整備する地域に対しましての説明会、同意形成に向けて取り組んでおるところでございます。そういう中で、現在の今お話のありました鳥屋崎の西側常磐自動車の東側、それらの具体的な内容については担当課長からご説明を申し上げます。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今そういった状況の中で圃場整備約1,200ヘクタールほど、区域的には2月の末に説明会をしております。その中で、地権者数、関係者1,300人ほどあったのでございますが4日間で約600人ほど参集者があったと。圃場整備についてはかなり、それなりに興味を持っている方が多かったのかなと思っております。その中で、先ほどの質問の内容でございますが、圃場整備以外の農地についてはどのようにしていくのかというような状況でございます。たしかに除塩だけではできない箇所も多々あります。そういうところは着土をしながら、農地の再生を図っていききたいと。ことしにつきましては、除塩約843ヘクタールほどをやっております。来年度も除塩と客土をやりながら再現復旧をしていききたいということでございます。昨年は、作付した面積が540ヘクタールほどでございますが、全体の約20%でございました。24年度につきましては、1,650ヘクタールほど。水稻面積の約60%まで作付できるような形で推進してまいりたいと考えております。

す。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 圃場整備以外のところも除塩と客土、盛土、農地再生の方をよろしくお願ひしたいというふうに思うところがございます。亙理町震災復興計画の町長のあいさつに、元気勇気ある産業拠点のまちづくりを推進して町民が将来にわたって夢と希望の持てる新生亙理として復興発展をさせていくことをここにお誓ひ申し上げます、というふうにあります。私も被災住民の一人といたしまして、被災住民に寄り添った新生亙理復興を目指して一日でも早い復興を、町長の後押しをさせていただきたいというふうに思っております。以上で、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤正司議員の質問を終結いたします。

次に、3番。熊田芳子議員、登壇。

〔3番 熊田芳子君 登壇〕

3 番（熊田芳子君） 3番、熊田芳子でございます。

ちょっと薄暗くなってまいりましたけれども、最後の質問させていただきます。

私は、東日本大震災の教訓をどう生かすのかということで、4問にわたりまして質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1点目は、自分の命は自分で守るために、大きな揺れが続いたら、直ちに津波を想定し高台に逃げるということを町民の皆さんに広く周知する必要があると思ひますけれども、町長はこの点についてどう考えますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私も最後ですから声を張り、ただ明日のを残しながら考えたいと思ひます。

ご案内のとおり、今回の地震が発生したのが14時46分でありました。そして津波発生の際報が気象庁から発表されたのが3分後の14時49分でありました。町といたしましては、直ちに災害対策本部を設置し、15時15分には防災計画に基づき避難指示を発令したところがございます。町民の皆様への周知については、亙理消防署から防災行政無線により3分から5分おきに連呼的に合計25回放送をさせております。避難所への避難及び緊急的な高台への避難を呼びかけたところでもあります。今後の地域防災計画の見直しについては、津波避難がより重要なポイントとなるものと考えられるため、今回の大災害を教訓として避難経路や一時避難場所となる高台への

確保、これまで以上に迅速かつ安全に避難を遂行できるような仕組みを構築する。  
あくまでもこれからはやはり、今までの6. 1 2 防災訓練はなぜか、毎年6月12日  
だと防災訓練だという甘い考えであったわけでございますけれども今回の3. 1 1  
の地震津波によって恐らく住民の方々も十分それらの内容を認識したと思います。  
そういうことから、まずもって訓練、訓練、訓練で進むのが一番大事かと思ってお  
ります。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） それで先日ですね、内閣府が岩手、宮城、福島、この3県で870名  
の方々にアンケートをとった調査が載っておりましたけれども、地震直後にすぐに  
避難したという方が57%、何らかの行動終わってから避難したという方が31%、3  
番目は行動中に津波に遭ってしまったという方が11%、それから避難をしなかった  
という方が1%おります。では、どうしてすぐに避難しなかったのかということの  
アンケート調査の結果ですね、まず1番目が過去において津波が来なかったから、  
これが26%です。津波のことは全然考えていなかったが19%、3番目は結局地震が  
あって家の中が散らかっていたから家の中を片づけてから避難したという方が18%  
ですね、様子を見てからでも遅くないということで避難された方が16%という結果  
が出てまいりました。これを受けまして、やはり本町におきましても高台に逃げる  
ということを本当に周知徹底、今町長がおっしゃられたとおりで、まず地震という  
とやはり津波を想定して高台に避難する、結局宮城県沖地震が30年以内に99%の確  
率で起きるといってこれがまだ引き続きなっているわけです。今回の東日本大震災に  
おいてこれが消去されたということではなくて、まだ宮城県沖地震ということが想  
定されていますので、その辺についても町民の皆さんに、これ以上被害に遭わない  
ためにも高台に避難するということを徹底して周知をしていただきたいと思います  
が、それについてどう思いますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり今回の地震そのものよりも、津波による被害が甚大であった  
という、このためにはやはり現在のところ堤防、あるいは防潮堤、そして防風林、  
それらが全部なくなったということから、仮の堤防になっております。恒久的には  
あと2年ほどかかるわけでございますので、これらの避難をする場合、そして避難  
警報そのものについて徹底を図るということで、これからも総務の方の安全対策課

と協議をしてみたいと思っております。さらには、現在私個人でまだ総務課長にも話していないのですけれども、消防署ともこれらの、あるいは消防法との適用もあろうかと思っておりますけれども、津波が来るということで、ただ単に防災無線だけの放送でなく、防災無線をする前にサイレンで一応警報しながらしてはどうかと思っております。そういうことでないとどうしても、サイレンですと皆さんが戸を開けても見るという形になりますけれども、普通の防災の無線で空から聞こえにくいということと、その緊迫感がないということも考えられますので、それにも消防法とか消防の消防長等と、あるいは総務課等と協議しながらサイレンの方法で津波の場合の喚起をしたいと思っております。これについても法的な内容もございますけれども、それらを含めて高台に早く逃げるのが大事だと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 2番に入ります。三陸では明治と昭和の2度にわたって大津波を経験していることから、津波てんでんこということを教訓としていますが、本町においても先進地に学びまして、周知徹底してはどうかということなのです。嫁さんが帰ってくるまで待っているんだ、地域の人たちがお母ちゃん行こうよと言っても、いや嫁さん帰ってくるまで待っているんだ。そしてあと小学生二人の子供を引き渡しに行ったときに、おばあちゃんこれでもうお家帰るんでしょと先生に言われたら、いや荒浜保育所にまだ孫が残っているんでということで、そのおばあさんと子供二人は亡くなったわけなのですけれども。そして荒浜保育所にいたお子さんは小学校の屋上に避難されて助かったということで、この津波てんでんこということは自分自身をしっかり自助共助の面で、徹底してこの町民の皆さんに周知をして二度と同じようなことを、過ちを繰り返さないような徹底した教育指導が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） てんでんことは、てんでんに逃げることでございます。そういうことから、やはり今回の震災を踏まえまして、家族のために戻るとか云々でなく、どういう場所に発生した場合についておのずと家族会議で決めておくのが最も大事かなと思っております。そういう中で、今回の震災で犠牲になった方の中には1回避難して家に戻って津波の被害に遭ったというケースが多くみられるというこ

とでございます。聞くところによりますと、まず家族安否、今熊田議員さんが言われたように家族の安否が気になって戻った方や、あるいは防波堤、あるいは防潮堤を越える津波なんて来ないということで自己判断されて被災された方、本当にあるいはイチゴハウスの方が時間的に2時46分ということから、あの時間になると西日もおさまってくるのでビニールを上げていたのを下げに行ったという方、本当に特に農家の方、農業に従事して指導者の方々がそういう関係で亡くなった方ということで、これらの方々の死亡された方、本当に町をリードする方々であったわけでございますので残念でならないと思っております。これらの今の津波でんでんこ、それを踏まえましてやはり亘理町で何の言葉をつかったらいいのかなということで、私も考えてみましたが今のところ、てんでに逃げるその以外に何の言葉があるかこれらについて総務課の安全対策課とも、いい同じ内容よりも亘理方式の考え方もあろうかと思っておりますので、それらについてこれから検討しさらに亘理町防災計画の中でそういう言葉を入れながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 防災計画の中に盛り込んで、そういった意識を改革することも必要なことだと思っております。

3番目に入らせていただきます。和歌山県の広川町というところなのですが、そこに語り継がれている稲むらの火という物語がありますけれど、これは一人の地主さんが津波を想定して高台の方に自分の1年間の大切な米を、とれたばかりの新米を火でたいまつをつけて燃やして、そして町民の皆さんを一人残らず助け出したというこれは貴重な実話に基づいたお話であって、また和歌山県の広川町の役場前にこの濱口梧陵さんの、地主の方がその銅像がたいまつをつけて一緒に町民の皆さんを高台に避難させているというのが、今現在も残っております。そういうことで、これも教科書に昭和12年ごろですね、今の消防団長が知っているようなことですからかなり昔ですね、教科書にこれ載っていたのですけれども、この稲むらの火を児童生徒の防災教育に取り入れてはどうかということで、これを質問させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私も昭和12年生まれなものですから、この内容については承知して



おりますけれども、教育委員会関係でございますので子供たちの教育課程の中での教育ということで、教育長の方から答弁をさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、熊田議員にお答え申し上げます。

今、稲むらの火ということについては、るるご説明あったわけですが。これは安政元年、1854年安政南海地震津波に際しまして和歌山県、昔は紀伊の国と言いましたけれども、紀伊の国の広村、現在の和歌山県広川町で実際に起きたことを元にした物語であるわけでございます。この物語は地震後の津波への警戒、あるいは早期避難の重要性、そしてまた人命救助精神の発揚を説くということで、先ほど議員さんがおっしゃたように昭和12年から昭和22年まで、あの当時は尋常小学校ですね、の5年生の国語の教科書に掲載されておりました。その後、掲載されなくなったわけでありましたが、近ごろ防災教育というふうなことがまた新たに出てきた観点から、稲むらの火という活用が見直されまして、今年度ですね、平成23年度から64年ぶり、ちょうど私誕生が22年で年齢がばれるわけでございますが、64年ぶりに各教科書に掲載されたというわけでございます。その掲載状況を申し上げますと、光村図書出版という出版会社があるわけですが、小学校の5年生の国語の教科書に掲載されております。それから日本文教出版、この出版会社では社会科の3、4年生、それから振興出版社、これでは理科の教科書の6年生の教科書に載っていると。亘理町で採用している東京書籍という出版会社があるわけですが、社会科の5年生の教科書に掲載されております。したがって、亘理町内の各小学校では5年生の社会科の単元、題材ですね、題材として地域のみinnで災害を防ぐ。2時間扱いで町内の5年生の子供たちが学習しております。防災教育を含めた学習ですね、これを実施しているわけです。今回の東日本大震災によって、各学校では防災マニュアルの一部見直し、やはり津波ということ想定していない学校も中にはあったやに聞いております。これは、そういうことで早急に見直しを行ったということでありますし、引き渡しも実際やったわけですが、この引き渡しのあり方も検討したということで、いわゆる震度によってですね、津波が想定されると、津波が注意報が出たらもう引き渡しはしないという学校も出ております。そういうふうに防災マニュアルの避難マニュアルも一部改正しているわけでございますが、今後もこの稲むらの火という教訓を大いに参考にさせていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、前の議員さんにもお話ししましたが、来年度から県内の小中学校、高等学校にすべて防災主任の担当の教員が配置されます。亘理町内にも10校、小学校中学校10校に防災担当の教員を配置いたしますし、それを総括する防災担当主幹教諭というのも亘理町内に配置されるということになっております。これは県教委の方からいずれ発表されるのではないかなというふうに思っております。そういうふうなことで、今後なお一層防災に対する指導を強化してまいりたいというふうに思っています。そしてまた2年前ですね、平成22年亘理小学校の体育館で開催しました小学生対象の防災どきどきキャンプというのをやったわけです。1泊2日で、炊き出しの訓練、そして自分で寝床をセットするとか、そういうふうなこともやりました。町内の小学生41名が参加して。熊田議員さんにもお手伝いしていただいたということですが、そういうふうなことも今後再開を目指して検討していきたい。そして子供たちへの防災教育を徹底していきたいというふうに考えているところでございます。稲むらの火を大いに参考とさせながら、今後の防災教育に生かしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） この大震災の経験をやはり子孫に伝えていく義務がございますが、今の教育長の答弁の中に防災わくわくキャンプもまた再開したいということで、貴重なご意見を賜ったわけでございます。

4 番に入りたいと思います。宮城県内では3月2日現在で、震災関連死の申請が721件ありまして、そのうち409件が認定されました。亘理町でも震災関連死を27件審査いたしまして、13件を認定いたしました。せっかく地震と津波から助かった命を落とされて非常に残念でなりません。今後、大震災が起こると言われておりますけれども、一人も犠牲者、結局震災関連死を出さないためにはどうこれを予防したらいいのかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まず初めに、震災関連死の状況について申し上げます。本町では、亘理町災害弔慰金の支給に関する条例に基づきまして、亘理町災害弔慰金審査委員会を県内では2番目に設置し、震災関連死に関する対応を迅速に行ってきたところでございます。審査委員会は5名で構成しており、1回目が7月1日に第1回目を開催し、これまで計4回審査委員会を開催しております。これまで、ただいまお話

のとおり27名のご遺族から申請があり、審査の結果13名の方が関連死と認定され、現在でも9名の方が継続審査中となっております。またそのほかの5名の方に関しては、認められないと判断されたため、ご遺族にその状況を説明を申し上げご理解をいただいた上で申請の取り下げをいただいております。

次に、一人でも犠牲者を出さないためにどう予防するかについてでございますけれども、今回の被害を教訓に地域防災計画の見直しはもちろんでございますけれども、やはりもっとも重要なことは津波シュミレーションから予測される津波到達時間を考慮した上で、避難対象地域から短時間で、かつ安全に到達できる避難経路を設定することと考えます。その際に、避難目標まではどれくらいの距離があるのか、避難の方法としては徒歩なのか、あるいは自動車なのか、また要援護者についてはどのようなサポートをすればよいのか、それらについてやはり検討すべきと思っております。さらには、避難対象区域においてはやはり、先ほど来申し上げております避難ビルのような一時的な避難先の確保など、さまざまな検証と訓練を重ねて、安全で確実な避難誘導を図り、犠牲者を出さないような取り組みをしまいる所存でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

- 3 番（熊田芳子君） 阪神淡路大震災の犠牲者は6,434名でした。そのうちですね、5,500名という方は1時間以内に建物の下敷きになって亡くなったわけなのですけれども、900人という方は今神林さんがこちらの方にみえていますけれども、900名という方は震災関連死。結局避難所でインフルエンザがはやったわけですね、1月17日で避難所でインフルエンザがはやった。それから、倒壊建物の下敷きになった人をですぐに2時間ぐらい挟まっていた人を助けて、病院に駆けつけた時には亡くなった、そういった阪神淡路ではまだまだ解明できなかったことが最近になってわかってきたことなのです、2時間以上建物に挟まれた場合はですね、建物をどかす前にその方に大量の水を飲ませて、それから自分で心臓に近い部分を結わいてですね、それで病院に搬送するというそういった教訓をきちっと生かして、この阪神淡路のときはクラッシュシンドローム。それから2004年に起きた新潟中越地震では、車中泊まりということで、クラッシュシンドロームということで、長時間結局車の中に入っていて動物を飼っていたから、結局そういったものをこの震災関連死を起こさないために、やっぱり亘理町としてマニュアルをつくって、こういうふうなせつか

く地震と津波で助かった命を亡くさないようにするためにはという、少し副読本でもつくっていただいて町民の皆さんに、ああこういうふう震災の関連死があるのかということを知っていただきたいなと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま貴重なご意見をいただいたわけでございますけれども、防災マップそのものだけでなく、今言ったように建物で押しつぶされた、その前の搬入の方法については、ただ助けて病院に走ればよいというようなことでなく、やはり水を飲ませる、あるいは心臓の脈の問題とかいろいろあるかと思えます。それらも織り込んだ内容に、やはり具体的に示した、やはり命が助かっている、しかし運ぶ段階でそういう関連死になったということも本当に残念でならないと思えますので、それも医療関係との調整をとりながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） これで質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、熊田芳子議員の質問を終結いたします。

お諮りします。

本日の一般質問は通告7番までとし、通告8番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時44分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 百 井 いと子

署 名 議 員 鈴 木 高 行